

久留米市地域防災計画

(総則・災害予防編)

令和 7 年 6 月

久留米市防災会議

＜総則・災害予防編＞

目 次

第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的等	
第 1	計画の目的	1
第 2	計画の位置づけ	1
第 3	計画の構成	2
第 4	計画の修正	2
第 5	用 語	2
第 2 節	計画の基本方針・基本目標	
第 1	基本方針・基本目標の設定	4
第 2	基本目標達成のための施策	5
第 3 節	防災関係機関等の役割及び業務	
第 1	久留米市	7
第 2	消防機関（久留米広域消防本部）	8
第 3	福岡県	8
第 4	指定地方行政機関	10
第 5	自衛隊（陸上自衛隊第 4 高射特科大隊）	14
第 6	指定公共機関	14
第 7	指定地方公共機関	17
第 8	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	19
第 4 節	市民・事業所の役割	
第 1	市民	22
第 2	事業所	22
第 5 節	災害環境	
第 1	位置及び概況	23
第 2	自然環境	24
第 3	社会環境	26
第 4	災害履歴	28
第 5	災害の想定	29

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	災害に強い都市づくり	
第 1	災害に強い市街地の整備	33
第 2	防災空間の確保	33
第 2 節	災害に強い施設づくり	
第 1	建築物等の不燃化・耐震化等	35
第 2	道路施設・橋梁の整備	37
第 3	ライフライン施設の整備	37
第 4	文化財の災害予防対策	38

第3節	災害の防止対策	
第1	土砂災害及び山地災害の防止	40
第2	治水対策	43
第3	火災の防止	46
第4	林野火災の防止	48
第5	液状化対策	49
第4節	防災活動基盤の整備	
第1	防災拠点施設等の整備	50
第2	通信施設等の整備	51
第3	市民への情報伝達手段の整備	52
第5節	市民との協働による地域防災力の向上	
第1	「セーフコミュニティ」活動の展開	54
第2	市民の防災力の向上	55
第3	家庭の防災力の向上	55
第4	自主防災組織の強化	56
第5	事業所等の防災力の向上	57
第6節	災害対策組織の強化	
第1	市の防災組織の整備	59
第2	行動計画等の整備	59
第3	防災教育	60
第4	防災訓練	61
第5	調査・研究	62
第7節	避難環境の整備	
第1	避難所等の整備	63
第2	避難体制の整備	65
第8節	避難行動要支援者等の支援体制の強化	
第1	社会福祉施設等における対策	67
第2	在宅の避難行動要支援者への対策	68
第3	外国人に対する対策	70
第9節	災害時の連携体制の構築	
第1	応援協力体制の強化	71
第2	災害時における被災自治体支援体制の整備	71
第10節	NP0・災害ボランティアとの連携体制の構築	
第1	NP0・災害ボランティアの環境整備	73
第11節	応急対策のための環境整備	
第1	救助・医療体制の整備	75
第2	交通輸送体制の整備	76
第3	飲料水、食料及び物資等の供給体制の整備	77
第4	防疫、清掃体制の整備	78
第5	建物対策の推進	79
第6	新たな災害への対応	79

第 1 章

総 則

第 1 節 計画の目的等

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、久留米市防災会議が作成する計画である。

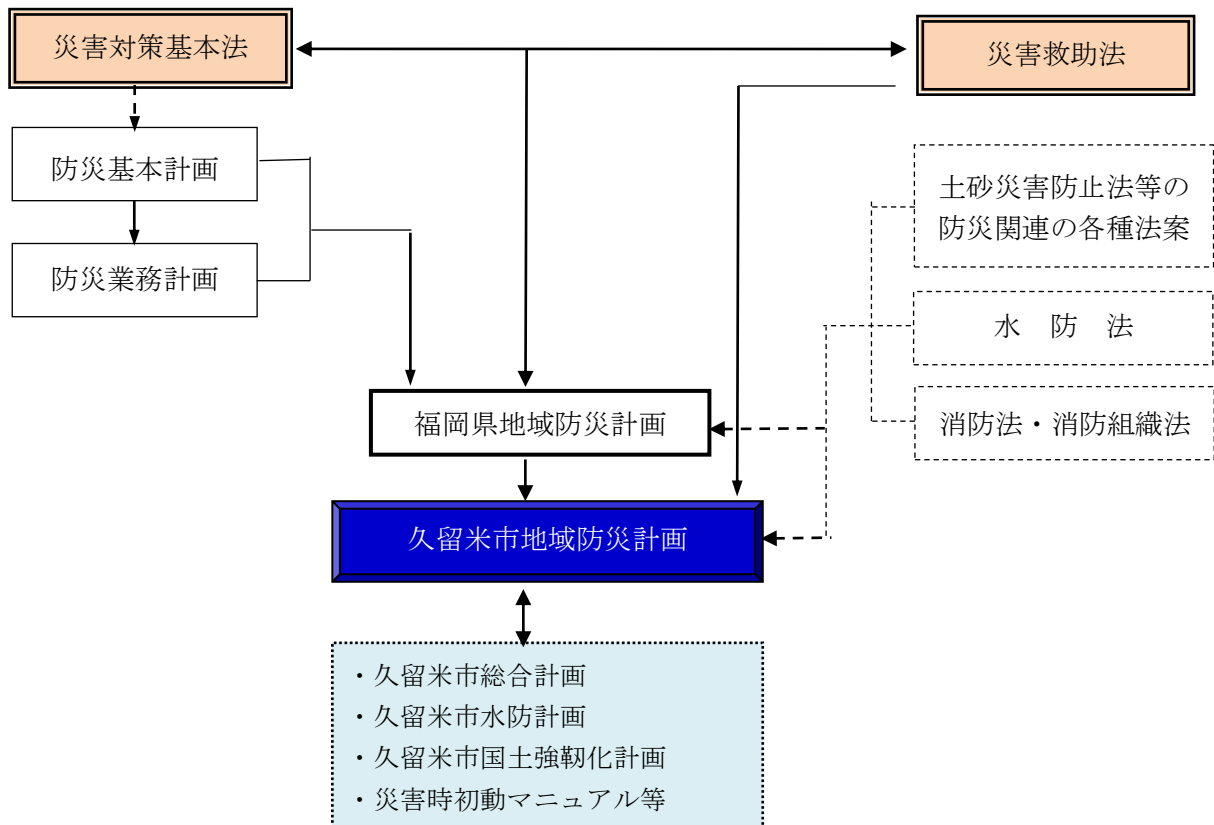
本計画は、久留米市の地域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急活動及び災害復旧活動等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

第 2 計画の位置づけ

本計画は、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、久留米市総合計画の基本理念や施策を踏まえ、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

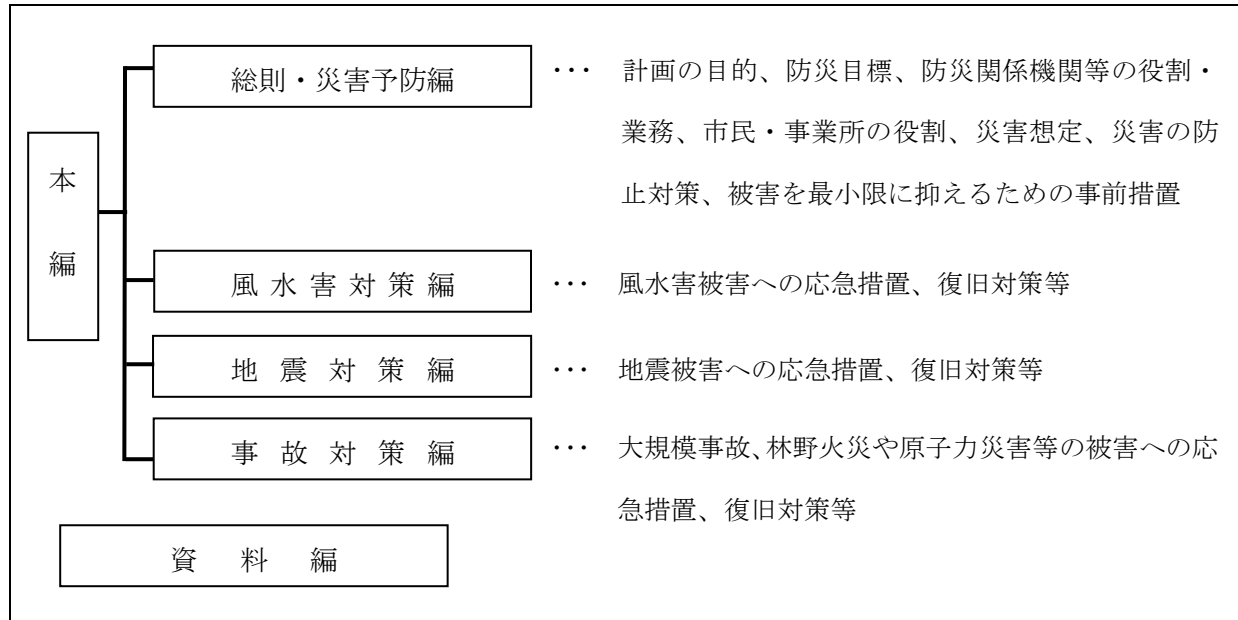
■久留米市地域防災計画と他法令、計画との関係



第 3 計画の構成

本計画は、次のような構成となっている。

■地域防災計画の構成と内容



第 4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、久留米市防災会議において修正する。したがって、各対策担当課及び防災関係機関は自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を久留米市防災会議に提出する。

今後、新たな対策が求められる大規模災害からの災害教訓や防災に関する科学研究の成果並びに災害による被害の発生状況と災害対策の効果を考え合わせつつ、恒久的に検討を加える。

第 5 用語

本計画にて掲げる用語の意味については次のとおりとする。ただし、各主文内容について特に明示すべきであると判断される場合においては、正式な名称を用いることとする。

- | | | |
|---|---|------|
| 市 | ： | 久留米市 |
| 県 | ： | 福岡県 |
- 基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
市地域防災計画：災害対策基本法第42条に基づいて、久留米市防災会議が作成する久留米市地域防災計画をいう。
県地域防災計画：災害対策基本法第40条に基づいて、福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画をいう。

＜総則・災害予防編＞
第 1 章 総則 第 1 節 計画の目的等

- 災害対策本部：災害対策基本法第 23 条の 2 に基づいて、久留米市が設置する市の災害対策本部をいう。
- 県 災 対 本 部：災害対策基本法第 23 条に基づいて、福岡県が設置する県の災害対策本部をいう。
- 県 地 方 本 部：福岡県地域防災計画に基づいて、福岡県が朝倉農林事務所に設置する福岡県災害対策両筑地方本部をいう。
- 本 部 長：久留米市災害対策本部長をいう。なお、災害対策本部等が立ち上がる途上の段階等で災害対策本部長の責務だけではなく市の最高責任者として発出する指示や命令にあたる場合には、市長（本部長）と記載する。
- 県 災 対 本 部 長：福岡県災害対策本部長をいう。
- 県 地 方 本 部 長：福岡県災害対策両筑地方本部長をいう。
- 消防本部（消防署）：久留米広域消防本部をいう。特に本計画では救急救助及び火災鎮火活動等の現場での活動を主として意味する内容については、消防本部（消防署）として記載するケースがある。
- 消 防 団：久留米市消防団をいう。
- 市 庁 舎：久留米市の事務所の位置を定める条例（昭和 48 年久留米市条例第 27 号）に規定する市の事務所がある庁舎（いわゆる本庁舎）をいう。
- 公 共 施 設 等：国、県、市が所管し、あるいは管理している施設をいう。
- 教 育 施 設 等：小・中学校、高校・大学、図書館等の学習等供与施設及びその他附属施設等をいう。
- 避 難 所：災害対策基本法第 49 条の 7 第 1 項に規定する指定避難所をいう。なお、福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府令和 3 年 5 月改定）において示されている福祉避難所を含まない。
- 土 砂 災 害 防 止 法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）をいう。
なお、本法律は平成 23 年 5 月に大規模土砂災害が急迫する場合において、国・都道府県が緊急調査を実施し、市町村に対し土砂災害緊急情報を周知することを定める法改正がなされている。
- 災 害：暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう（災害対策基本法第 2 条）。
- 要 配 慮 者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号）
- 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう（災害対策基本法第 49 条の 10）

【資料編】

- 久留米市防災会議条例（資料 1）
久留米市防災会議運営規程（資料 2）
久留米市防災会議委員及び幹事一覧（資料 3）

第2節 計画の基本方針・基本目標

第 1 基本方針・基本目標の設定

1 基本方針・基本目標

本市の地域特性や今後の開発動向を踏まえ、中長期的、総合的な視点によって本市の防災・減災対策の基本的な方向性を示すものとして、防災の目的である「市域に存する人々の生命、身体、財産を災害から守る」ことを実現するための基本方針・基本目標を設定する。

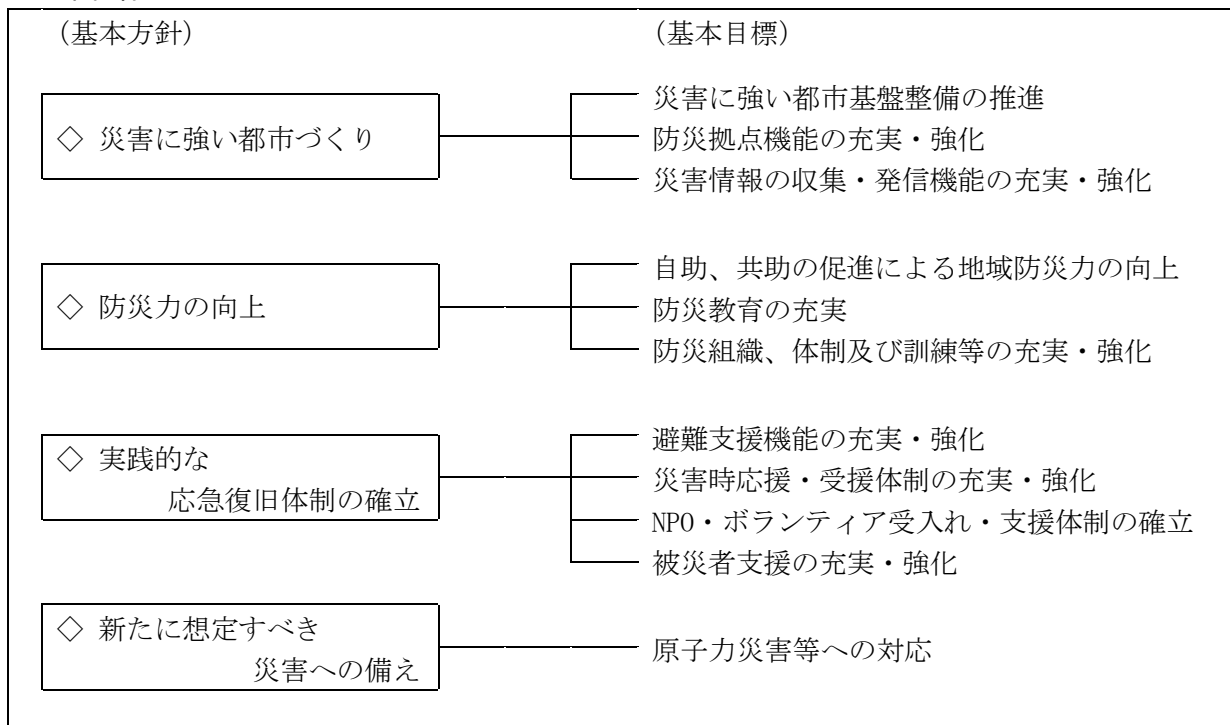
2 設定にあたっての考え方 ―災害の教訓の反映―

基本方針・基本目標の設定にあたっては、平成 23 年 3 月の東日本大震災における大規模災害への備えの重要性や原発事故を含む複合災害への対応等の教訓、平成 24 年 7 月九州北部豪雨災害、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨から続く近年の水害への対応において課題となった情報収集・伝達、避難情報の発令基準、避難所開設や被災者支援のあり方等を踏まえて設定する。

■基本方針

- ◇ 災害に強い都市づくり
- ◇ 防災力の向上
- ◇ 実践的な応急復旧体制の確立
- ◇ 新たに想定すべき災害への備え

■基本目標



第2 基本目標達成のための施策

災害に強い地域社会を築いていくためには、市民自らが災害から自身の身を守る「自助」、NPO・ボランティアや地域の人々・団体等が協力しお互いを災害から守る「共助」、そして本市をはじめとする防災関係機関が連携し、各種防災施策を推進する「公助」の3つがそれぞれの役割分担を行いつつ、防災対策を実施していく必要がある。

この基本的な認識のもと、近年の災害から得られた貴重な教訓、本市の地理的特性や防災体制の現状を踏まえ、基本目標の達成に向けて以下の施策を設定し、取り組んでいく。

なお、各施策については、適切に進捗管理を行い、必要に応じ見直しを行っていく。

1 災害に強い都市づくり

(1) 災害に強い都市基盤整備の推進

- 公共・民間含めた建築物やライフラインの耐震化の推進
- 橋梁等、公共施設の長寿命化
- 災害時の緊急輸送の骨格となる道路の整備
- 冠水危険箇所の減災に向けた取り組み
- 液状化対策の取り組み
- 適切な土地利用の誘導

(2) 防災拠点機能の充実・強化

- 通信機能を始め、災害対策本部設置・運営に必要な設備等の整備や代替施設の機能整備
- 避難所となる学校施設、道の駅等の公共施設や公園、広場等の防災機能の強化

(3) 災害情報の収集・発信機能の充実・強化

- 災害情報の収集・分析機能の充実・強化
- 市民への災害情報の広報の充実・強化
- 住民組織や消防団等と連携した災害情報の把握・伝達体制の強化

2 防災力の向上

(1) 自助、共助の促進による地域防災力の向上

- 自主防災組織結成及び活動促進
- 避難行動要支援者支援の実効性の向上
- 地域防災リーダーの養成

(2) 防災教育の充実

- 学校等における防災教育の充実
- 防災意識・知識啓発のための研修会等の実施

(3) 防災組織、体制及び訓練等の充実・強化

- 初動対応を円滑に実施するための各種マニュアルの策定
- 応急対策実施（各対策部運営）マニュアルの策定
- 実動性を担保するための訓練・研修計画の策定・実施

3 実践的な応急復旧体制の確立

(1) 避難支援機能の充実・強化

- 避難計画の策定
- 指定避難所の見直し、災害種別に応じた緊急避難場所の指定と福祉避難所の拡充
- 地域との協働による避難所運営の仕組みづくり
- 避難所運営等に必要な物資、食糧等の備蓄の強化
- 避難経路となる道路等の整備

(2) 災害時応援・受援体制の充実・強化

- 自治体等との相互応援協定の拡充
- 民間事業者との災害時の支援活動や物資供給等に関する協定の拡充

(3) NPO・ボランティア受入れ・支援体制の確立

- 「災害ボランティアセンター」の設置・運営に関する手法と体制の確立
- 災害時のボランティア活動に対する支援体制の整備
- 災害に備えた平時からのNPO・ボランティアの育成や連携関係の構築

(4) 被災者支援の充実・強化

- 被災状況や支援内容を一元的に管理するための仕組みづくり
- 被害調査や被害判定の実施方法の確立
- 総合的な相談・支援に応じるための体制の整備

4 新たに想定すべき災害への備え

(1) 原子力災害等への対応

- 原子力災害への対応体制の整備
- 県計画と連動した広域避難対策の検討

第3節 防災関係機関等の役割及び業務

第1 久留米市

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一義的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

（災害予防対策）

- (1) 市防災会議に係る事務に関すること
- (2) 市災害対策本部等防災組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に関する通信機器等の整備、運営、管理に関すること
- (5) 防災に係る教育、災害教訓の伝承並びに各種防災訓練に関すること
- (6) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (7) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (8) 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること
- (9) 給水体制の整備に関すること
- (10) 市域における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
- (11) 災害危険区域の把握に関すること
- (12) 各種災害予防事業の推進に関すること
- (13) 防災知識の普及に関すること
- (14) 要配慮者の安全確保に関すること
- (15) 企業等の防災対策の促進に関すること
- (16) NPO・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること
- (17) 帰宅困難者対策の推進に関すること

（災害応急対策）

- (1) 水防・消防等応急対策に関すること
- (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- (3) 市域にある市民等への避難指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- (4) 災害時における文教、防疫、保健衛生に関すること
- (5) 災害広報に関すること
- (6) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること
- (7) 復旧資機材の確保に関すること
- (8) 災害対策要員の確保・動員に関すること
- (9) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (10) 被災建築物の応急危険度判定に関すること
- (11) 関係機関が実施する災害対策の調整に関すること
- (12) 避難の準備情報に関すること
- (13) NPO・災害ボランティアの活動支援に関すること
- (14) 市所管施設の被害状況調査に関すること
- (15) 広域又は大規模災害時における応援・受援に関すること

＜総則・災害予防編＞
第1章 総則 第3節 防災関係機関等の役割及び業務

(災害復旧対策)

- (1) 公共土木施設、農地及び農林用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
- (2) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等災害融資等に関すること
- (3) 市民税など公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
- (4) 市の復興計画に関すること
- (5) 義援金品の受領、配分に関すること

第2 消防機関（久留米広域消防本部）

(災害予防対策)

- (1) 消防用施設の整備に関すること
- (2) 火災予防に係る教育、訓練に関すること
- (3) 防災関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (5) 各種火災予防事業の推進に関すること
- (6) 危険物施設等に係る予防対策に関すること
- (7) 応急救護の知識等に係る指導に関すること

(災害応急対策)

- (1) 消防等応急対策に関すること
- (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- (3) 避難者の誘導に関すること
- (4) 被災者の救助その他の保護に関すること
- (5) 復旧資機材の確保に関すること
- (6) 災害対策要員の確保・動員に関すること
- (7) 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること
- (8) 危険物施設等に係る応急対策に関すること

第3 福岡県

1 福岡県（県防災危機管理局、朝倉農林事務所、久留米県土整備事務所）

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理をすることが不適當と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどにおいて、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(災害予防対策)

- (1) 福岡県防災会議に係る事務に関すること
- (2) 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること

＜総則・災害予防編＞
第1章 総則 第3節 防災関係機関等の役割及び業務

- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
 - (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
 - (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
 - (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関する事
 - (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
 - (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事
 - (11) 防災知識の普及に関する事
 - (12) 避難行動要支援者の安全確保に関する事
 - (13) 消防応援活動調整本部に関する事
 - (14) 企業等の防災対策の促進に関する事
 - (15) NPO・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事
 - (16) 保健衛生・防疫体制の整備に関する事
 - (17) 帰宅困難者対策の推進に関する事
- (災害応急対策)
- (1) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事
 - (2) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事
 - (3) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事
 - (4) 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事
 - (5) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事
 - (6) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事
 - (7) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事
 - (8) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事
 - (9) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事
 - (10) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
 - (11) 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事
 - (12) NPO・災害ボランティアの活動支援に関する事
 - (13) 福岡県所管施設の被災状況調査に関する事
 - (14) 福祉避難所の広域連携調整に関する事
- (災害復旧対策)
- (1) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事
 - (2) 物価の安定に関する事
 - (3) 義援金品の受領、配分に関する事
 - (4) 災害復旧資材の確保に関する事
 - (5) 災害融資等に関する事

2 福岡県警察本部（久留米警察署、うきは警察署）

- (災害予防対策)
- (1) 災害警備計画に関する事
 - (2) 警察通信確保に関する事
 - (3) 関係機関との連絡調整に関する事
 - (4) 災害装備資機材の整備に関する事
 - (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
 - (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事

＜総則・災害予防編＞
第 1 章 総則 第 3 節 防災関係機関等の役割及び業務

- (7) 防災知識の普及に関すること
- (8) 避難行動要支援者の安全確保に関すること
- (災害応急対策)
 - (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること
 - (2) 被害実態の把握に関すること
 - (3) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
 - (4) 行方不明者の捜索に関すること
 - (5) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
 - (6) 不法事案等の予防及び取締りに関すること
 - (7) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
 - (8) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
 - (9) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
 - (10) 社会秩序の維持等に係る広報活動に関すること
 - (11) 遺体の死因・身元の調査等に関すること

第 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関（内閣総理大臣が指定）は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

1 九州管区警察局

- (災害予防対策)
 - (1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
 - (2) 広域的な交通規制の指導調整に関すること
 - (3) 他の管区警察局との連携に関すること
 - (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
 - (5) 警察通信の運用に関すること
 - (6) 津波警報・注意報の伝達に関すること

2 福岡財務支局

- (災害応急対策)
 - (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること
 - (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること
- (災害復旧対策)
 - (1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること
 - (2) 災害復旧事業の査定立会い等に関すること

3 九州厚生局

- (災害応急対策)
 - (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること
 - (2) 関係職員の現地派遣に関すること

＜総則・災害予防編＞
第1章 総則 第3節 防災関係機関等の役割及び業務

- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

4 九州農政局

(災害予防対策)

- (1) 米穀の備蓄に関すること
- (2) 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること

(災害応急対策)

- (1) 応急用食料の調達・供給に関すること
- (2) 農業関係被害の調査・報告に関すること
- (3) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること
- (4) 種子及び飼料の調達・供給に関すること

(災害復旧対策)

- (1) 被害農業事業者等に対する融資等に関すること
- (2) 農地・施設の復旧対策の指導に関すること
- (3) 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること
- (4) 土地改良機械の緊急貸付に関すること
- (5) 被害農林漁事業者等に対する災害融資に関すること
- (6) 技術者の応援派遣等に関すること

(九州農政局 福岡県拠点)

(災害応急対策)

- (1) 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること

5 九州森林管理局（福岡森林管理署）

(災害予防対策)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること
- (2) 林野火災予防体制の整備に関すること

(災害復旧対策)

- (1) 復旧対策用材の供給に関すること

6 九州経済産業局

(災害予防対策)

- (1) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること

(災害応急対策)

- (1) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
- (2) り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
- (3) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること

(災害復旧対策)

- (1) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること
- (2) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること

7 九州産業保安監督部

(災害予防対策)

- (1) 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること

(災害応急対策)

- (1) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること

8 九州運輸局（福岡運輸支局）

(災害予防対策)

- (1) 交通施設及び設備の整備に関すること

- (2) 宿泊施設等の防災設備に関すること

(災害応急対策)

- (1) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること

- (2) 災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること

- (3) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること

- (4) 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調節に関すること

- (5) 緊急輸送命令に関すること

9 大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）

(災害予防対策)

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その他周知徹底に関すること

- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (1) 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること

- (2) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

10 福岡管区気象台

(災害予防対策)

- (1) 気象、高潮、高波、地震、津波及び火山現象等に関する観測施設を整備すること

- (2) 防災気象情報への理解を促進し、防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されるよう防災知識の普及啓発に努めること

- (3) 地方公共団体、防災関係機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がり及び避難情報等の発令等の災害応急対策の円滑な実施並びに国民の自主的防災活動の適切な実施に資するよう、防災気象情報を適時・的確に発表伝達すること

(災害応急対策)

- (1) 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること

- (2) 二次災害防止のため、気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること

- (3) 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること

1 1 九州総合通信局

(災害予防対策)

- (1) 非常通信体制の整備に関する事
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事
- (3) 災害時における通信機器の貸し出しに関する事

(災害応急対策)

- (1) 災害時における電気通信の確保に関する事
- (2) 非常通信の統制、管理に関する事
- (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事

1 2 福岡労働局

(災害予防対策)

- (1) 事業場における災害防止のための指導監督に関する事
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事

(災害応急対策)

- (1) 労働者の業務上の災害補償に関する事
- (2) 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関する事

1 3 九州地方整備局

国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置を取る。
また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。

(災害予防対策)

- (1) 気象観測通報についての協力に関する事
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- (3) 防災資機材の備蓄、整備に関する事
- (4) 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事
- (5) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事

(災害応急対策)

- (1) 洪水予報、水位周知、水防警報の発表及び伝達に関する事
- (2) 水防活動の指導に関する事
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- (4) 災害広報に関する事
- (5) 緊急物資及び人員輸送活動に関する事
- (6) 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事
- (7) 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事
- (8) 国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事
- (9) 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関する事
- (10) 市その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関する事

(災害復旧対策)

- (1) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事

1 4 九州防衛局

(災害応急対策)

- (1) 災害時における防衛省（本省）との連絡調整
- (2) 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

1 5 国土地理院九州地方測量部

(災害応急対策)

- (1) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること

(災害復旧対策)

- (1) 復旧・復興のために公共測量における指導・助言に関すること

1 6 九州地方環境事務所

(災害予防対策)

- (1) 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること

(災害復旧対策)

- (1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること

第 5 自衛隊（陸上自衛隊第 4 高射特科大隊）

(災害予防対策)

- (1) 災害派遣計画の作成に関すること
- (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

(災害応急対策)

- (1) 災害派遣による市・その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する
こと

第 6 指定公共機関

指定公共機関（内閣総理大臣が指定）は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行なわれるよう勧告、指導、助言等を行う責務を有する。

1 九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

(災害予防対策)

- (1) 鉄道施設の防火管理に関すること
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関すること
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (1) 災害時における鉄道車両等による救護物資、避難者等の緊急輸送に関すること

＜総則・災害予防編＞
第1章 総則 第3節 防災関係機関等の役割及び業務

- (2) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
(災害復旧対策)
- (1) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

2 西日本電信電話株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (災害予防対策)
- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧通信施設の整備に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- (2) 災害時における重要通信に関すること
- (3) 災害関係電報、電話料金の免除に関すること

3 日本銀行（福岡支店）

- (災害予防対策・災害応急対策)
- (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること
- (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること
- (5) 各種措置に関する広報に関すること

4 日本赤十字社（福岡県支部）

- (災害予防対策)
- (1) 災害医療体制の設備に関すること
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- (2) 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- (3) 日本赤十字社からの救援物資の配布に関すること

5 日本放送協会（福岡放送局）

- (災害予防対策)
- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 気象・地象予警報等の放送周知に関すること
- (2) 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること
- (3) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

＜総則・災害予防編＞
第1章 総則 第3節 防災関係機関等の役割及び業務

- (4) 災害時における広報に関すること
- (災害復旧対策)
- (1) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6 西日本高速道路株式会社

- (災害予防対策)
- (1) 管理道路の設備と防災管理に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 管理道路の疎通の確保に関すること
- (災害復旧対策)
- (1) 被災道路の復旧事業の推進に関すること

7 日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (災害予防対策)
- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること
- (災害復旧対策)
- (1) 復旧資材等の輸送協力に関すること

8 九州電力送配電株式会社

- (災害予防対策)
- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 災害時における電力の供給確保に関すること
- (災害復旧対策)
- (1) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

9 西部瓦斯株式会社

- (災害予防対策)
- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 導管の耐震化の確保に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 災害時におけるガスの供給確保に関すること
- (災害復旧対策)
- (1) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

10 日本郵便株式会社

- (災害応急対策)
- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること

- (2) 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保に関すること

第 7 指定地方公共機関

指定地方公共機関（都道府県知事が指定）は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

1 西日本鉄道株式会社

（災害予防対策）

- (1) 鉄道施設の防火対策に関すること

（災害応急対策）

- (1) 鉄道車両等による援護物資等の輸送対策に関すること

2 福岡県水難救済会

（災害応急対策）

- (1) 水難等による人命及び船舶の救助に関すること

3 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社

（災害予防対策）

- (1) 防災知識の普及に関すること
(2) 災害時における報道の確保対策に関すること

（災害応急対策）

- (1) 気象予警報等の報道周知に関すること
(2) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
(3) 災害時における広報に関すること

（災害復旧対策）

- (1) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

4 RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社

（災害予防対策）

- (1) 防災知識の普及に関すること
(2) 災害時における放送の確保対策に関すること

（災害応急対策）

- (1) 気象・地象予警報等の放送周知に関すること
(2) 避難所等への受信機の貸与に関すること
(3) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

＜総則・災害予防編＞
第1章 総則 第3節 防災関係機関等の役割及び業務

- (4) 災害時における広報に関すること
- (災害復旧対策)
- (1) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

5 福岡県医師会

- (災害予防対策・災害応急対策)
- (1) 災害時における医療救護の活動に関すること
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること
- (3) 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関すること

6 福岡県歯科医師会

- (災害予防対策)
- (1) 歯科医療救護活動体制の整備に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 災害時の歯科医療救護活動に関すること

7 福岡県看護協会

- (災害予防対策)
- (1) 災害看護についての研修や訓練に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 要配慮者への支援に関すること
- (2) 避難所等における看護活動に関すること
- (3) 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること

8 福岡県薬剤師会

- (災害予防対策)
- (1) 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 災害医療救護活動に関すること
- (2) 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること
- (3) 医薬品の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること
- (4) 避難所等での被害者支援（服薬指導等）に関すること
- (5) その他公衆衛生活動に関すること

9 福岡県獣医師会

- (災害予防対策)
- (1) 災害時に負傷した愛護動物の治療等に関すること
- (災害応急対策)
- (1) 災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関すること

1 0 福岡県トラック協会

(災害予防対策)

- (1) 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- (1) 緊急・救援物資の輸送協力に関すること

1 1 福岡県 L P ガス協会

(災害予防対策)

- (1) L P ガス施設の整備と防災管理に関すること
- (2) L P ガス供給設備の耐震化の確保に関すること

(災害応急対策)

- (1) 災害時における L P ガスの供給確保に関すること

(災害復旧対策)

- (1) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

1 2 福岡県社会福祉協議会

(災害予防対策)

- (1) 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること
- (2) 職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること

(災害応急対策)

- (1) 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること
- (2) NP0・災害ボランティアの活動体制強化に関すること
- (3) 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること

1 3 久留米ガス株式会社

(災害応急対策)

- (1) 災害時におけるガスの供給の確保に関すること

(災害復旧対策)

- (1) 被災ガス施設の復旧対策と災害復旧に関すること

第 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

1 久留米医師会、浮羽医師会、小郡三井医師会、大川三潯医師会及び病院経営者等

- (1) 災害時における応急医療、助産及びその他救助の協力に関すること

2 久留米歯科医師会、浮羽歯科医師会、大川三潯歯科医師会

- (1) 災害時の歯科医療救護活動に関すること

3 久留米三井薬剤師会、浮羽薬剤師会、大川三潯薬剤師会

- (1) 災害時における医薬品、医療用器材の供給に関すること

4 久留米市農業協同組合、にじ農業協同組合、三潯町農業協同組合、福岡大城農業協同組合、みい農業協同組合

- (1) 災害対策本部が行う農林関係の被害調査等応急対策の協力に関すること
- (2) 農産物、林産物等の災害対策の指導に関すること
- (3) 農林施設の災害応急対策及び復旧に関すること
- (4) 食糧、飼料、肥料等の確保及び斡旋に関すること

5 漁業協同組合

- (1) 災害対策本部が行う漁業関係の被害調査等応急対策の協力に関すること
- (2) 救助活動への協力に関すること
- (3) 漁船の避難指示、誘導に関すること
- (4) 水産施設、共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること
- (5) 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること

6 商工会議所

- (1) 災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力に関すること
- (2) 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること
- (3) 救助用物資及び復旧用資材確保の協力及び斡旋に関すること

7 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関すること

8 久留米市社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること
- (2) NPO・ボランティア及びその活動に関すること
- (3) 避難行動要支援者等の支援に関すること
- (4) 日本赤十字社からの救援物資の配分に関すること

9 ドリームスエフエム放送株式会社

- (1) 災害時の広報に関すること

10 三井水道企業団

- (1) 水道施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 災害時における水の確保に関すること
- (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

11 西鉄バス久留米株式会社

- (1) 人員輸送の確保に関すること
- (2) 災害時における応急輸送対策に関すること
- (3) 被災施設の調査及び復旧に関すること

12 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 施設の避難計画の作成及び避難訓練の実施等、自主防災活動に関すること
- (2) 危険物等の安全措置に関すること
- (3) 地区住民、従業員、入所者等の安全確保に関すること
- (4) その他市の応急対策への協力に関すること

第4節 市民・事業所の役割

第1 市民

市民は、災害対策基本法第7条第2項に定める「地方公共団体の住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承その他取り組みにより、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加し防災に寄与するように努めなければならない。」という法の主旨に則り、「自らの命は自らが守る（自助）」という防災の原点に立ち、防災に関する知識習得、防災訓練等への参加など、日頃から下記に示す項目など自主的な災害予防に努める。

- (1) 災害に対する知識を深め、防災研修や訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努めること
- (2) 自主防災組織を結成し、自主防災活動の推進を図ることに加え、要配慮者の支援に努めること
- (3) 災害備蓄等、災害への備えに努めること
- (4) 災害時に自らの生命、身体及び財産を守るとともに、地域のなかで応急対策に協力すること

第2 事業所

事業所等は、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域貢献といった役割を平常時から認識し、下記に示す項目など防災体制整備や防災訓練の実施に努める。

- (1) 災害に対する知識を深め、防災研修や訓練等を通じて従業員の災害時の行動力の向上を図ること
- (2) 事業所の防災組織、自衛消防隊等を結成し、自主防災活動を推進すること
- (3) 災害の予防及び被害の軽減を図るため、災害防止設備の整備、危険物等の管理徹底を図るとともに、災害備蓄等を行い災害に備えること
- (4) 従業員等の生命、身体を守るとともに、地域住民と協力して避難活動等の応急対策に協力すること
- (5) 帰宅困難者となりうる従業員等への対策を講じること
- (6) 経済活動を停滞させないため、事業継続計画を策定すること

第5節 災害環境

第1 位置及び概況

本市は、福岡県の南部に位置し、東はうきは市、南は八女市、広川町、筑後市、大木町、大川市、西は佐賀県みやき町、神崎市、鳥栖市、北は小郡市、大刀洗町、朝倉市にそれぞれ接している。本市の位置及び市町村合併等による行政区の変遷等については、下記のとおりである。

■本市の位置

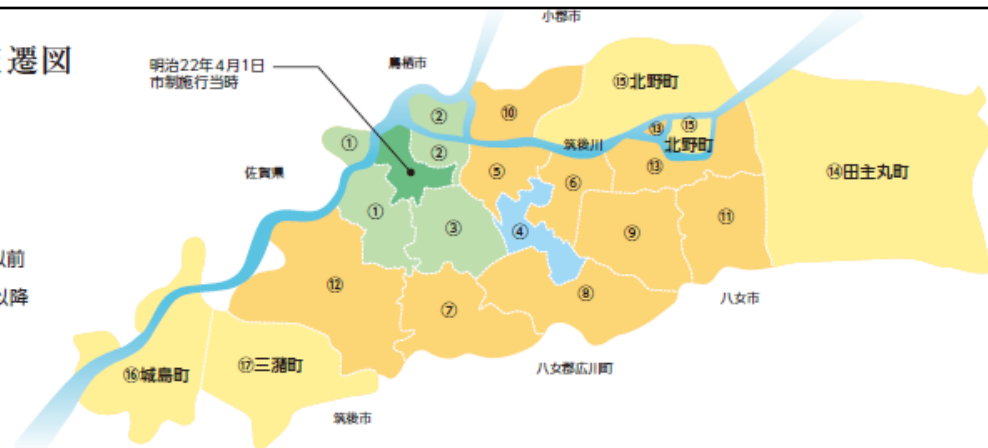
市役所の位置	北緯 33° 19′ 09″ 東経 130° 30′ 29″
面 積	229.96km ²
距 離	東西 32.27km 南北 15.99km
標 高	11.15m

■本市の行政区や市域の変遷（久留米市市勢要覧 2012）

■行政区変遷図

合併時期

- 明治
- 大正
- 昭和19年以前
- 昭和20年以降
- 平成



■市域の変遷

(単位: 人・世帯・km²)

合併町村名	合併年月日	人口	世帯数	面積
市制施行	明治 22. 4 . 1	24,750	4,262	2.66
①三瀬郡 烏飼村	大 正 6. 10 . 1	46,035	8,851	12.45
②三井郡 節原村	12. 8 . 1	58,699	11,771	16.46
③三井郡 国分町	13. 11 . 1	73,423	14,774	24.23
④三井郡 御井町	昭 和 18. 10 . 1	99,762	19,041	28.85
⑤三井郡 合川村	26. 4 . 1	114,943	23,450	49.41
⑥三井郡 山川村	〃			
⑦三井郡 上津荒木村	〃			
⑧三井郡 高良内村	26. 6 . 1	120,762	24,323	62.69
⑨三井郡 山本村	33. 9 . 1	142,443	32,093	80.18
⑩三井郡 宮ノ陣村	〃			
⑪三井郡 草野町	35. 7 . 1	147,115	34,989	89.30
⑫三瀬郡 筑邦町	42. 2 . 1	180,991	47,485	113.40
⑬三井郡 善導寺町	42. 4 . 1	189,288	49,726	123.93
				124.68
⑭浮羽郡 田主丸町	平 成 17. 2 . 5	305,948	114,426	229.84
⑮三井郡 北野町	〃			
⑯三瀬郡 城島町	〃			
⑰三瀬郡 三瀬町	〃			
平成23年10月1日現在		303,252	122,634	229.84

資料: 市総務部総務課

第2 自然環境

1 地形及び地質

本市は、面積 229.96 k m²である。本市の地形を大別すると、南東部の耳納山地とその周囲の丘陵地、台地及び北部から西部に広がる低地（筑後平野）からなっている。筑後平野は有明海に面し九州の大きな平野の一つである。

(1) 地形概要

① 山地・丘陵

鷹取山（標高 802m）を最高峰に、耳納山地の稜線が市の南東部を東西方向に延びている。比高は 100～600mと低いが、地質は比較的硬質であるため、急峻な山容になっている。

丘陵は山地よりゆるやかな地形で、山地西方に分布している。標高は 50m前後、谷底平野からの比高は 40mほどである。

② 段丘

段丘はかなり広範囲に分布している。山地北部に広がる段丘は、耳納山地を流れる各河川が形成したものであり、市の西部などに広がる段丘は主に筑後川が形成した河成段丘である。

谷底平野や平野からの比高は、高いところで 20～30m、大部分は数mである。標高は 10～50 mほどである。

③ 低地

低地は、筑後川沿いや市の西部などに広がっている。本市では、筑後川上流から中流沿いに自然堤防が良く発達している。

(2) 地質概要

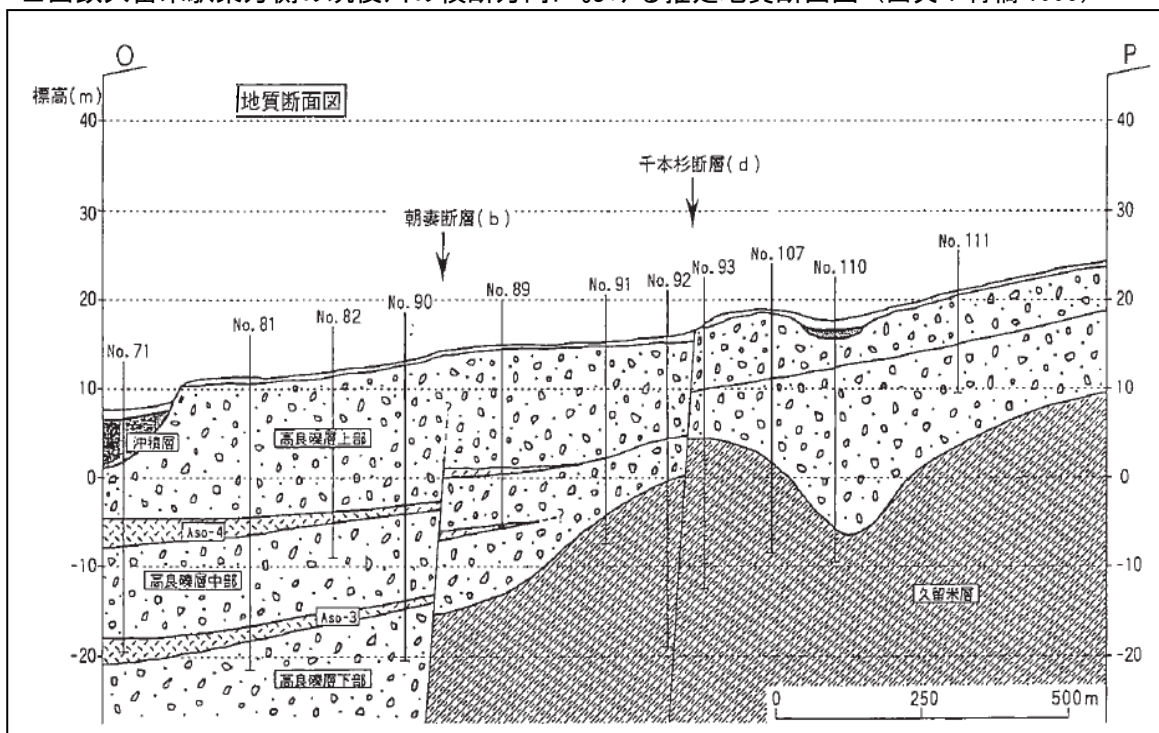
本市は筑後川左岸の沖積平野部に中心市街地が発達しているが、地質的に見ると下図の模式図の様な水縄断層帯により、20～30m の深さで大きく陥没した基盤岩の上に、新しい時代の阿蘇火砕流堆積物や未固結の段丘砂礫や砂・粘土といった地層が厚く累重し、低地や段丘地形を形成する構造を呈している。

■本市域における地層の模式図

層 名	層厚 (m)	岩相	特徴(区分の基準)
沖積層	8		シルト、砂層より成る。腐植物を含むことが多く礫はほとんど含まない。N 値はほぼ5以下で軟弱
高良礫層上部	10		主に粘土質砂礫層より成る。Aso-4以上の層を構成し、礫は新鮮で低位段丘面構成層に相当する。
Aso-4	2		風化しているものが多く、灰～黄灰色を呈し、軽石を混じえる
高良礫層中部	8		主に粘土質砂礫層より成る。礫は風化しているものが多く、中位段丘面構成層に相当する。
Aso-3	3		新鮮で黒褐～暗褐色を呈し、スコリア・軽石を混じえる
高良礫層下部	?		主に粘土質砂礫層より成る。ボーリング資料では、真の層厚は分からない。
久留米層	180		新第三系の淡水湖堆積物から成る。浦田(1958,85)では、久留米層の上部40mはシルト・砂の互層より成るとある。このことも考慮し、N 値が継続して高く、締りのある厚い粘土・シルト・砂層以深を久留米層の基準とした。
基盤岩			三群変成帯に属し、主に砂質・泥質片岩より成る。片理が明瞭であるため識別は容易である。

（出典：水縄断層西端部の地下地質と第四紀後期の活動，高良川扇状地地域における模式層序；村橋 1995）

■西鉄久留米駅東方側の筑後川の横断方向における推定地質断面図（出典：村橋 1995）



2 気象

本市は内陸に位置し、夏の暑さや冬の寒さが厳しく、1日の気温変化が大きい特徴がある。

また、年平均気温は約16℃で、比較的温暖であるが、1～2月の寒冷期の平均気温は5～7℃であるのに対し、7～8月の盛夏期の平均気温は、27～28℃程度と、季節ごとの寒暖の差が大きい。

年降水量は1,800mm程度で、降水は梅雨期から夏期にかけて多い。特に、本市を含む九州地方は、台風の常襲地帯であり、7月～9月に接近、上陸台風のうち秋の台風は大型のことが多い。

また、梅雨期には集中豪雨が発生し、災害をもたらしている。

3 河川環境と降水量

本市は一級河川筑後川の中・下流域の低平地部に形成されている。市街地には筑後川支流の高良川などが流下しつつ水郷を形成している。他方で、筑後川流域全体を見渡した場合には、流域平均年降水量は約2,049mm※1（全国の平均降水量1,683mm※2の約1.2倍）に達しており、その約4割が6月から7月上旬にかけての梅雨期に集中する等して、台風発生時期と合わせた6月から9月の4ヶ月間の降水量は年降水量の約6割を占めている。そのなかでも、上流域は多雨地帯となっており、年降水量が3,000mmを超えるところもあり、流域降雨特性としては、筑後川本川の上流域の降水量が多く、中流域では北部の朝倉山地より南部の耳納山地の降水量が多い傾向にある。

このため、本市の降水量がそれほど多くなくても、中・上流域から間断なく供給される河川水による河川氾濫や低地部での冠水等の危険性は、常に懸念される場所である。

※1. 瀬ノ下地点上流域の平成23年～令和2年の10年間の平均値

※2. 「理科年表」記載の全国主要観測所の昭和56年～令和2年の30年間の平均値

（出典：独立行政法人水資源機構：九州地方ダム等管理フォローアップ委員会 資料）

第3 社会環境

1 人口と世帯数

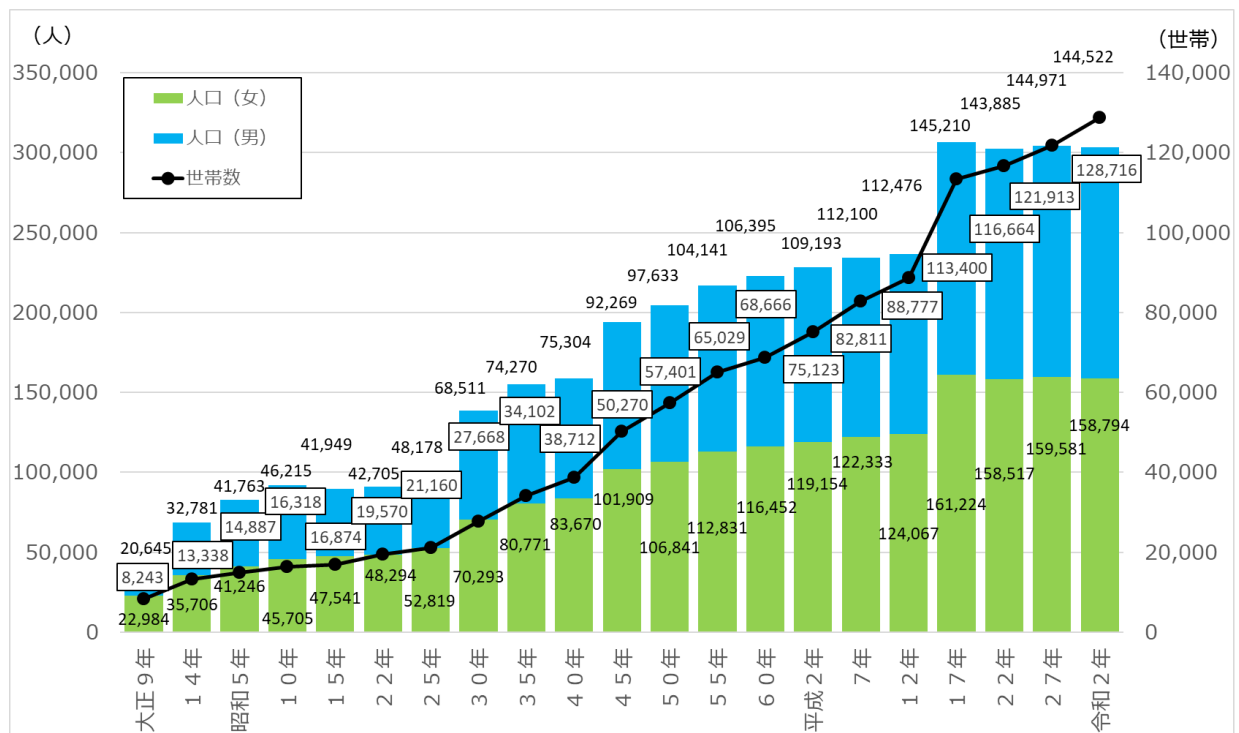
本市の人口及び世帯数は、令和2年10月1日現在で303,316人、128,716世帯である。また、大正9年から令和2年にかけての人口の推移及びその構成については、下記に示すとおりである。

人口の総数は、平成17年度まで緩やかな増加傾向を示してきたが、その後は、ほぼ横ばいとなっている。

■人口と世帯数

人口	世帯数	人口密度	平均世帯員数
303,316人	128,716世帯	1,319人/ km ²	2.4人

資料：総務省統計局『国勢調査報告』

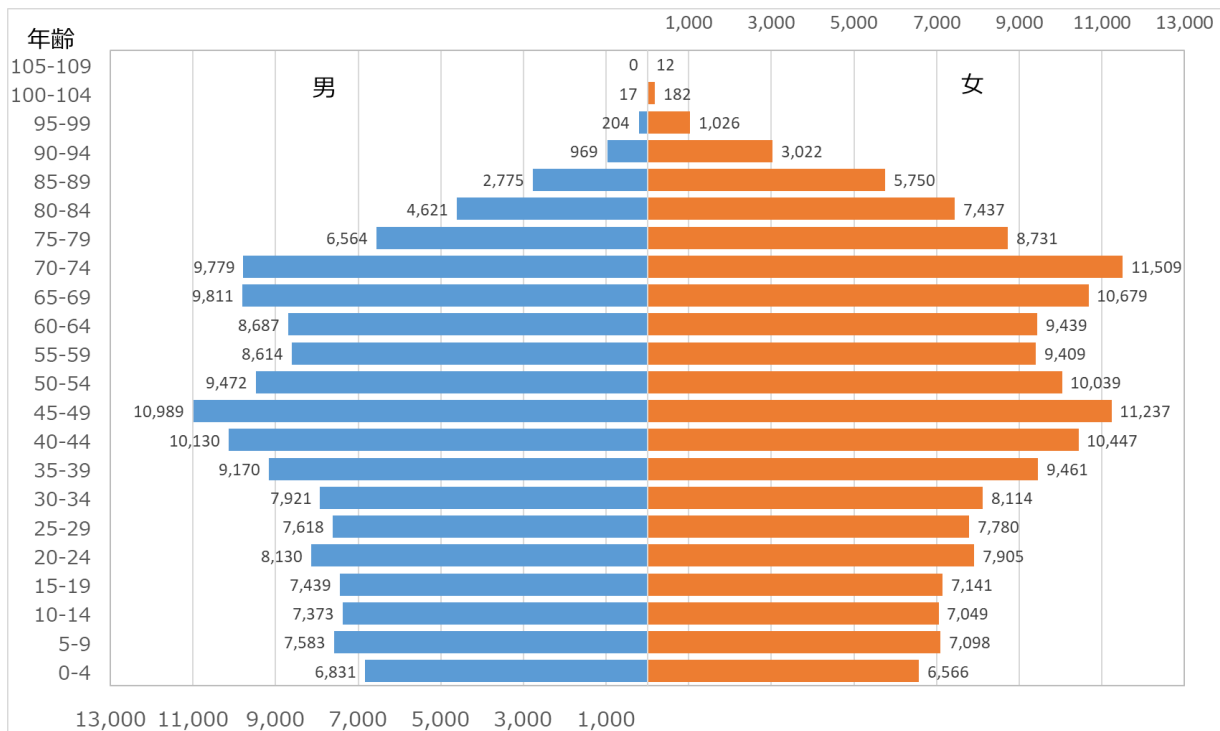


人口ピラミッドでは、15歳以下の年少人口が少なく、60歳～64歳の団塊の世代が極端に突出する形となっており、今後はさらに急速に少子高齢化が進展していく懸念がある。

資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

＜総則・災害予防編＞
第 1 章 総則 第 5 節 災害環境

■人口ピラミッド



2 交通環境

本市は福岡県南西部の中核都市であり、古くは筑後川の水運拠点として栄えていた。

近年では、九州自動車道（高速道路）が鳥栖ジャンクションを経由して市域を南北に貫通しているほか、本市と福岡都市圏とを結ぶＪＲ鹿児島本線や西鉄天神大牟田線やその支線、さらに大分方面からはＪＲ久大本線が接続するなど交通結節点として極めて大きな役割を果たしている。

特に、平成 23 年 3 月には九州新幹線の久留米駅が開業し、博多駅までは 14 分、隣県熊本駅までは 20 分と移動時間が短縮されるなど、更に都市としての利便性が高まっている。

一般道路については、国道 3 号をはじめとして、国道 209 号、264 号、210 号が隣県とのネットワークを形成しており、これらに合わせ 35 路線約 91.1km の幹線道路が都市計画決定されている（約 66.7%が整備済み）。

3 土地利用状況

本市の土地利用状況については、平成 29 年 3 月の久留米市国土利用計画に基づく、市域 229.96k㎡のうちで農用地が 8,600ha (37.4%)、森林が 3,380ha (14.7%)、水面・河川・水路が 2,181ha (9.5%)、道路 1,591ha (6.9%)、宅地 4,149ha (18.0%)、その他 3,095ha (13.5%) となっている。

また、平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間の土地利用の変遷をみると、農用地や森林が大きく減少し、道路や宅地が市域の都市化の進展や経済進展に合わせて大きく増加する傾向となっている。

第 4 災害履歴

1 風水害

かつては本市で発生する災害の大半は、筑後川の氾濫による洪水であり、筑後川は、利根川の“坂東太郎”、吉野川の“四国三郎”と並び“筑紫次郎”と呼ばれるほどの“暴れん坊川”であった。

近年では、治水事業の進展やダムコントロール等によって、筑後川の洪水は減少しており、昭和 28 年 6 月の西日本大水害における筑後川破堤を最後に筑後川の氾濫による災害は発生していない。

しかし、筑後川に流入する中小河川の内水氾濫などは依然発生している。近年では、緑地の減少及びアスファルト舗装の増加による土地の保水能力の減少、さらには従来、都市的な土地利用のなされていなかった低地などにも宅地が進出してきたことにより、これまでは被害の発生しなかったような小さい降雨でも小規模の浸水被害が発生する事例が見られる。

最近の災害状況では、久留米市街部を流下する河川において護岸の崩壊や越水が発生しており、一部で浸水被害が発生している。久留米市東部の耳納山地を流下する河川では谷出口下流付近で護岸の崩壊が発生している他、一部で土砂流出も見られる。耳納山地では平成 3 年 9 月の台風 17 号/19 号により風倒木が発生しており、現在でも斜面表層が不安定となっており土砂が流出しやすい状態である。

その他、平成 23 年 8 月には、田主丸町菅原地区において、突風（全長約 600m）により負傷者 1 名、建物被害 39 棟の被害が発生した。また、平成 24 年 7 月には九州北部豪雨が 발생し、平成 30 年以降は 6 年で 6 回の大規模な浸水害に見舞われている。令和 5 年 7 月の大雨災害では、耳納山観測所で 376.0 ミリの日降水量と 91.5 ミリの 1 時間降水量を観測し、最大記録を更新した。この大雨により市内各所の道路で冠水・損壊が発生し、市内 12 河川で溢水が確認されたほか、巨瀬川、高良川の護岸の損壊が確認された。また、田主丸町竹野では、千ノ尾川で土石流が発生し、全壊家屋 13 棟、死者 1 名の被害に見舞われた。

2 地震災害

本市の位置する福岡県は、元来日本の他の地域と比較すると地震によって被害を受けた経験が少なく、福岡管区気象台の記録によると、明治 37 年の観測開始から平成 16 年までは福岡県内で震度 5 以上を記録したことは一度もない。なお、震度 4 を記録した地震は、昭和 16 年日向灘の地震、昭和 43 年愛媛県西方沖の地震、平成 3 年周防灘の地震など 5 回記録されている。

しかしながら、平成 17 年 3 月 20 日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震では、久留米市内でも震度 5 強を観測し、さらにその余震である 4 月 20 日の地震により震度 4 を観測した。文部科学省地震調査研究推進本部が公表する活断層の長期評価によれば、今後 30 年以内に警固断層帯南東部において地震が発生する確率は 0.3～6.0%であり、また、福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書では、仮にマグニチュード 7.2 の地震が発生した場合、本市においても震度 6 弱以上の揺れが起これと予測されている。

史実に知られる限り、福岡県西方沖地震を含め、西暦 679 年の地震を除いて、本市周辺はほとんど大きい地震被害を受けていない。西暦 679 年の地震は、本市域周辺に甚大な被害を発生させたことが「日本書紀」などから読みとれる。この地震は、「筑紫地震」ともよばれ、福岡県の行った活断層調査（福岡県、平成 8 年「福岡県活断層調査報告書」）によって、久留米市域北部を東西にのびる「水縄断層系」で発生したことが確認された。

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分熊本県熊本地方において、マグニチュード 6.5 の地震が発生し、熊本県益城町で震度 7 を観測し、久留米市においては震度 4 を観測した。さらに、その 28 時間後の

4月16日1時25分には、同じく熊本県熊本地方においてマグニチュード7.3の地震が発生し、益城町及び西原村で震度7を観測し、久留米市においては震度5強を観測した。

第5 災害の想定

市域における自然環境及び社会環境、さらに災害履歴などを鑑み、本市では以下の災害を想定して災害予防、災害応急対策並びに復旧についてそれぞれ検討することとする。

1 風水害

風水害については次表や平成24年7月の九州北部豪雨や平成30年7月豪雨の災害態様のとおり、短期間に今まで経験しなかったような集中豪雨の頻発と、これに伴う土砂災害の同時多発的な発生等が予想される。

本市の南東部には耳納山系が東西に伸び、その山麓部にかけての段丘や扇状地には、低平野から都市化の進展が徐々にではあるが見られている。

このため、筑後川支流での土石流、山地山麓部での急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、あるいは脆弱な基盤岩地域における地すべり等の土砂災害発生危険性については、今後さらに高まることが予想される。

他方、上記のような短時間かつ局所的な集中豪雨の頻発は、当然本市だけでなく市の中央部を貫流する一級河川筑後川の流域にも大量の降水と出水を引き起こす。

現在、筑後川水系に対しては国・県等により河川整備が進められているが、地球温暖化等に起因すると考えられる極端現象（小雨と集中豪雨とが極端な頻度で発生する気象現象）が多発しつつある傾向は、河川施設の計画規模を一時的ではあれ超過する降雨が今後も発生する危険性を有していると言える。

このことから、筑後川の河川氾濫による浸水被害はもとより、筑後川の河川水位が上がり、周辺地域の排水不良により発生する内水氾濫による低地浸水、あるいは低地の冠水等については注意しておく必要がある。

以上のことから、本計画では以下の事項を想定すべき災害と位置づける。

- (1) 耳納山地やその山麓部における土砂災害（土石流、急傾斜地崩壊、地すべり）
- (2) 筑後川の河川はん濫に伴う洪水による浸水
- (3) 低地部における内水はん濫による浸水や低地の冠水

■ 耳納山系における降雨の状況

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量	376.0mm	318.0mm	278.5mm	232.0mm	232.0mm
年／月／日	2023/7/10	2018/7/6	2020/7/6	2012/7/14	2012/7/13
日最大10分間降水量	24.5mm	23.5mm	23.5mm	23.5mm	20.5mm
年／月／日	2012/7/14	2023/7/10	2017/9/7	2016/9/27	2012/7/26
日最大1時間降水量	91.5mm	80.0mm	75.5mm	72.5mm	72.0mm
年／月／日	2023/7/10	2012/7/14	2012/7/11	2012/7/12	2019/8/28

2 地震災害

県では、平成 23 年度に地震に関する防災アセスメント調査を実施している。

それによると、本市域に最大の被害をもたらすと想定される地震は、過去に被害をもたらした筑紫地震（西暦 679 年）の震源と考えられている水縄断層帯によるものである。

これによる市域の想定震度は「震度 6 弱」～「震度 7」に達するとされており、地震加速度は 700gal を超える激震が市域を襲うことになる。

市域における被害は、建物被害では水縄断層北東下部が震源となった場合に全壊・大破が 5,454 棟に及ぶほか、人的被害については、318 人の死者、3,494 人の負傷者が発生、さらに約 2,000 人に及ぶ要救出者が出るものと想定され、さらに避難者数は 1 万人余に及ぶとされている。

他方、国の中央防災会議ワーキンググループによる南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海の三連動地震）に関する地震想定では、市域は震源から遠く離れていることもあり、想定される震度は「震度 5 弱」～「震度 5 強」の程度とされている。

また、津波については河川遡上も含め市域には大きな影響はないと想定されている。

以上のことから、地震災害については市域を東西方向に横切ると想定されている水縄断層帯による地震による災害を想定する。

3 事故災害

(1) 原子力災害

佐賀県玄海町の九州電力玄海原子力発電所から本市までの距離は約 60 km であり、本市の区域は、原子力災害対策指針※¹に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）※²、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）※³のいずれにも含まれていない。

このため、原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫られるわけではない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波災害を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範囲で放出され、同原子力発電所から約 60 km の距離にある福島県郡山市にも放射性物質が飛来し、一時的には農畜産物の摂取・出荷制限、水道水の摂取制限がなされ、現在においても市域の除染作業が進められている状況にある。

以上のことから、本市においても九州電力玄海原子力発電所の事故が発生した場合、その程度や風向等の環境条件によっては、放射性物質による影響も否定できないことから、原子力災害への対応について想定する。

※1 原子力災害対策指針

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会が定めるもの。国民の生命、身体、安全確保のため、緊急事態での原子力施設周辺の住民に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするための専門的、技術的事項等を定めたもの。

※2 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

深刻な被害を防ぐために、放射性物質の放出前から即時避難などの予防的な防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね 5 km が目安。

※3 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

放射線量があらかじめ決めた数値を超えた場合に、屋内への退避や区域外への避難ができるよう、事前に計画を立てる必要がある区域。原子力施設から概ね 30 km が目安。

(2) その他

上記以外の事故としては、下記の災害を考慮する。

- ① 林野火災
- ② 危険物等災害
- ③ 放射線使用施設災害
- ④ 大規模事故災害

第 2 章

災害予防計画

第1節 災害に強い都市づくり

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 災害に強い市街地の整備	1 市街地再開発事業	市
	2 土地区画整理事業	
	3 適切な土地利用の誘導	都市計画課、建築指導課
第2 防災空間の確保	1 公園・緑地の整備	公園緑化推進課、農村森林整備課
	2 農地・林地等の保全	

第1 災害に強い市街地の整備

1 市街地再開発事業

都市部及びその周辺地域において、環境悪化、災害危険の増大、住宅の不足等の事態に対し、市街地再開発事業を推進し、建築物の耐震化、不燃化を行うとともに、道路、公園、広場等のオープンスペースを整備することにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

2 土地区画整理事業

既成市街地及びその周辺地域において、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の改善、災害の防止を図る。

3 適切な土地利用の誘導

地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避、低減するための取組みや方針等を設定し、災害リスクを踏まえた適切な土地利用制度の導入により、安心・安全な市街地の形成を図る。

第2 防災空間の確保

1 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、仮設住宅の建設候補地、あるいは火災等における延焼を防止するなど多様な機能をもつオープンスペースとしての役割を有している。

公園緑化推進課は、災害時にも活用できる公園施設の整備を図り、災害に強い公園・緑地の整備に努める。

2 農地・林地等の保全

農地や林地等は、雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。

農村森林整備課は、これらの適切な保全に努める。

第2節 災害に強い施設づくり

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 建築物等の 不燃化・耐震 化等	1 建築物の不燃化	都市計画課、住宅政策課、市営住宅課、建築指導課、建築課、設備課、公共建築物・施設等の所管課、総務医薬課、消防本部
	2 建築物等の耐震化・老朽空家等の適切な管理	
	3 公共施設の長寿命化の推進	
	4 地下空間の浸水防止	
第2 道路施設・ 橋梁の整備	1 道路施設の整備	道路等の各施設管理課
	2 橋梁の整備	
	3 橋梁の長寿命化の推進	
第3 ライフライン施設の整備	1 上水道施設	上水道整備課、浄水管理センター、下水道整備課、下水道施設課、久留米ガス株式会社、ガス事業者
	2 下水道施設	
	3 ガス施設	
第4 文化財の災害予防対策		文化財保護課、消防本部

第1 建築物等の不燃化・耐震化等

1 建築物の不燃化

(1) 防火地域、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災により大きな被害が発生するおそれがある。

都市計画課は、商業地域及び近隣商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

市営住宅課は、既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間を創出するように努める。

(3) 屋根不燃化及び外壁の延焼防止の促進

建築指導課は、木造住宅の延焼火災を防止するため、用途地域のうち、防火地域及び準防火地域に定められた地域以外において、建築基準法第22条の規定により、屋根の不燃化等を行う地域として指定し、同法第22条及び第23条に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2 建築物等の耐震化・老朽空家等の適切な管理

建築指導課は、各建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「久留米市建築物耐震改修促進計画」等による耐震診断・改修の促進を図り耐震化率の向上に努める。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第2節 災害に強い施設づくり

(1) 公共建築物の耐震化

公共建築物の所管課は、防災上重要な公共施設において、「久留米市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震構造への改築、補強等の耐震化を推進する。

(2) 一般建築物等の耐震化

建築指導課及び住宅政策課は、耐震改修の相談窓口を開設し、建築物の所有者等に対し耐震診断及び耐震改修について相談業務、知識の啓発・普及を行うとともに、木造住宅の耐震改修に伴う助成を行う。また、ブロック塀等倒壊防止に向けても、関係部局や関連団体と連携を図りながら啓発活動等を行うとともに危険ブロック塀等の撤去に伴う助成を行う。

その他天井等の非構造部材の脱落防止対策、窓ガラスの破損・落下防止対策のため、福岡県と連携を図りながら耐震化を促進する。

(3) 老朽空家等の適切な管理

住宅政策課は、適切に管理されず放置された老朽空家の所有者について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理を指導する。なお、建築指導課は、適切に維持保全されず状態が悪い老朽家屋の所有者等について、建築基準法に基づき、適切な維持保全を指導する。

(4) 公共施設及び危険物施設の点検整備

県及び公共施設等の所管課は、道路、河川、ため池、治山施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の機能及び周囲の状況に応じて、耐震性等の点検整備を行う。

県、総務医薬課及び消防本部は、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を指導・促進する。

(5) その他の安全対策の推進

建築指導課は、事業者に対し、下記の安全対策について適切な指導を行う。

- ① 特殊建築物等の定期報告、指導
- ② エレベーター閉じこめ防止対策
- ③ 工事中の建築物に対する指導

3 公共建築物の長寿命化の推進

市は、市有建築物の長寿命化に向け、これまでの事後保全から予防保全への転換を図り、点検の強化及び早期の管理・修繕を行う。

また、建築課及び設備課は市有建築物を新設・改善する際に、工法及び材料の選定に配慮し、躯体の長寿命化を図る。

4 地下空間の浸水防止

(1) 浸水対策の実施

市は、民間事業者等に対して、地下駐車場等の出入り口における浸水を防止するための防水扉、防水板等の施設の具体的事例、融資制度等必要な情報を提供するとともに、地下空間の浸水防止施設の整備を促進する。

(2) 地下空間の管理者等への情報伝達体制の整備

市は、河川管理者から河川の水位等の状況について情報伝達があった場合は、地下空間の管理者等に対して迅速かつ的確に情報伝達するための体制の整備を図る。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第2節 災害に強い施設づくり

(3) 避難体制の整備

市は、地下空間において浸水による被害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。

また、不特定多数の者が利用する地下空間の管理者等に対して、浸水時に利用者を安全に避難させるための避難確保計画及び浸水を防止するための浸水防止計画の策定を指導し、計画に定めた訓練の実施及び自衛水防組織の設置を求める。管理者等は、避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(4) 浸水想定区域等の周知

市は、地下空間の管理者等及び利用者が当該地下空間の危険性をより正確に認識できるよう、浸水想定区域等の周知に努める。

また、地下空間の管理者等が、単独又は共同して、地下空間における浸水災害を想定した防災訓練を実施するよう指導する。

第2 道路施設・橋梁の整備

1 道路の整備

道路等の各管理課は、災害時における道路機能確保のため、通常所管する道路について、法面等危険箇所調査を実施し、改良・補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

※道 路：道路法に位置付けられた道路

道路等：道路法に位置付けられた道路に加え、法定外道路、農道及び林道を含む

2 橋梁の整備

道路等の各管理課は、災害時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁（横断歩道橋を含む）について、必要に応じて橋梁の補修、改良、耐震補強、落橋防止補強工事及び架替を行う。

3 橋梁の長寿命化の推進

道路等の各管理課は、市が管理する橋梁の安全性、耐久性機能の確保のため、所管橋梁の長寿命化計画を策定し、予防保全型の点検、維持補修を行う。

第3 ライフライン施設の整備

1 上水道施設

上水道整備課及び浄水管理センターは、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備・補強を計画的に進める。

水道施設の整備については、水道施設の技術的基準を定める省令に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。

また、災害時における近隣水道事業者との応援協力体制について、総合的な点検・検討を行い、給水用資機材の確保や緊急時用連絡管の整備など、体制及び施設の整備を図る。

2 下水道施設

下水道整備課及び下水道施設課は、下水道施設について施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

また、平常時から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図るものとする。

下水道管路については、防災拠点と処理場を結ぶ管渠や震災時に社会的影響の大きい緊急輸送路下に埋設されている管渠等の重要な幹線を優先的に、耐震化を図る。

処理場については、「人命の安全性確保」、「下水排除能力確保」、「水処理機能確保」を考慮し、計画的に施設の耐震化を図るとともに、ポンプ場についても計画的に耐震化を図る。

また、処理場・ポンプ場については、河川氾濫等の水害時においても一定の下水道機能（揚水及び沈殿機能）を確保し、下水道被害による社会的影響を最小化するため、ハード・ソフトによる浸水対策を実施する。

3 ガス施設

久留米ガス株式会社などガス事業者は、ガス施設が被災し、漏えい等による爆発等を防止するため、ガス供給の緊急停止及び遮断、施設の耐震化等に努める。

■ガス施設の整備事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき、耐震性を考慮した設計・施工を行う。また、既存施設は、取り替え、補強等を行う。② 導管網のブロック化③ 地震計の設置④ 圧力監視システムの整備⑤ マイコンメーターの設置 |
|--|

第4 文化財の災害予防対策

文化財保護課及び消防本部は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚及び防災施設の整備を図る。

また、各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第2節 災害に強い施設づくり

■文化財の災害予防対策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 「文化財防火デー」を活用した広報活動② 所有者等に対する講習会③ 火災予防体制、管理保護の指導<ul style="list-style-type: none">○ 防火管理体制の整備○ 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備○ 火気の使用制限○ 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施○ 自衛消防隊の確立及び通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練の実施④ 防火施設等の整備への助成<ul style="list-style-type: none">○ 消火施設○ 警報設備○ その他設備⑤ 地震や風水害による被害の防止対策及び落下物等による破損防止対策⑥ 文化財の点検整備 |
|---|

【資料編】

浸水想定区域内に立地する地下空間施設及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（資料40）

第3節 災害の防止対策

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 土砂災害 及び山地災害 の防止	1 土石流対策	市
	2 地すべり対策	
	3 急傾斜地崩壊対策	
	4 土砂災害警戒区域等における避難対策	
	5 山地災害対策	
第2 治水対策	1 筑後川の水害防止	市、防災対策課、農村森林整備課、 消防団、消防本部
	2 流域内河川治水対策	
	3 浸水想定区域における避難対策	
	4 地下空間に対する対策	
	5 ため池対策	
第3 火災の防止	1 消防力の強化	防災対策課、消防団、消防本部
	2 火災の予防	
第4 林野火災の 防止	1 監視体制等の強化	農政部、消防団、消防本部
	2 予防施設、資機材の整備	
	3 消防体制の整備	
第5 液状化対策	1 液状化対策の調査・研究	市
	2 液状化対策の普及・啓発	
	3 液状化の対策	

第1 土砂災害及び山地災害の防止

土砂災害や山地災害の防止は、県が主体となって対策事業を推進する。市は、それに協力するとともに、避難体制や防災知識の普及等を図り、危険地区住民の安全を確保する。

1 土石流対策

(1) 避難体制等の整備

市は、土石流の危険がある地区の住民を安全に避難誘導するために、県との協力により次のような事業を実施する。

① 土砂災害警戒区域等（土石流）の周知

地域防災計画に土砂災害警戒区域等（土石流）を掲載するとともに、住民及び関係機関に土砂災害警戒区域等（土石流）を示したマップを配布し周知を図る。また、危険箇所には、危険渓流表示板を設置する。

② 警戒避難雨量の設定

警戒又は避難を行うべき基準雨量を、地域ごとに設定する。

③ 警報装置等の整備

住民の避難が自主的に行われるよう簡易雨量計、警報装置等を整備する。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第3節 災害の防止対策

④ 避難経路の整備

安全な避難経路を指定し、住民に周知する。

(2) 情報収集、伝達体制の整備

市は、住民への情報伝達や危険情報等の収集を行うため、次の措置を講ずる。

① 土石流のおそれのある地区の住民に気象予警報や避難等の情報が伝達できるよう手段・体制を整備する。

② 土石流のおそれのある溪流周辺の簡易雨量計等の観測と防災パトロール実行者による情報収集・伝達体制を整備する。

(3) 防災知識の普及

市は、土石流のおそれのある地区の住民に対し防災知識の普及を図るとともに、梅雨期・台風期の前や土砂災害防止月間等において、防災知識の普及を図る。

■土石流に対する防災知識

- | |
|---|
| ① 土石流災害の特性
② 警戒避難すべき土石流の前兆現象
③ 災害時の心得 |
|---|

(4) 砂防事業の実施

県は、土石流のおそれのある溪流等に対し砂防事業を実施する。

2 地すべり対策

(1) 行為の制限

県は、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害したり、助長し、もしくは誘発する原因となる行為に対し、「地すべり等防止法」第18条に基づき、行為の制限を行う。

(2) 避難体制等の整備

市は、ハザードマップにより関係住民に土砂災害警戒区域等（地すべり）を周知するとともに、地すべりのおそれのある地区における避難体制の整備を図る。

(3) 地すべり防止工事

県は、地すべり対策事業を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を規制し、がけ地を保全する。また、市は、福岡県建築基準法施行条例第4条に基づき、住居用建築物について建築制限を行う。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第3節 災害の防止対策

(3) 避難体制等の整備

市は、急傾斜地崩壊のおそれのある箇所の区域の住民を安全に避難誘導するために、次の措置を講ずる。

① 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の周知

地域防災計画に土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）を掲載するとともに、住民及び関係機関に土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）を示したマップを配布し周知を図る。

② 自主防災組織の育成

災害情報の収集・伝達、避難等が自主的に行えるよう自主防災組織を育成する。

③ パトロール及び点検の実施

警察署と連携して大雨が予想されるときは、防災パトロールを実施する。

また、急傾斜地の状況（高さ、勾配、亀裂の有無、湧水、危険雨量等）について総点検を行い、雨量の自主的な観測体制を整備する。

(4) 情報の収集・伝達体制の整備

過去の経験から雨量と災害発生との関係を把握する。

また、急傾斜地崩壊のおそれのある地区の住民に気象予警報や避難等の情報が伝達できるような体制を整備する。

(5) 急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を緊急度の高い区域及び地区住民の協力が得られる区域から順次施工する。

4 土砂災害警戒区域等における避難対策

(1) 土砂災害警戒区域等における避難対策の確立

市は、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、知事から土砂災害警戒区域の指定を受けた区域について、警戒避難対策を確立し、地域住民の安全を確保する。

(2) 避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域にある土砂災害時における避難場所をあらかじめ指定し、周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。

なお、避難経路及び避難誘導體制については、自治会、自主防災組織が有効な体制を確保することとし、市はそれを支援する。

(3) 土砂災害警戒情報等の伝達方法

市は、土砂災害警戒区域内にある自治会及び要配慮者利用施設について、土砂災害警戒情報及び雨量等の情報を市から地域住民及び施設管理者に伝達する体制を確立し、地域住民及び要配慮者の迅速な避難を確保する。

(4) 啓発及び対策市は、土砂災害警戒区域内の市民及び要配慮者利用施設の管理者等に対して、土砂災害警戒区域を示したハザードマップを配布し、土砂災害に対する危険性の啓発に努めるとともに、土砂災害特別警戒区域等から、移転を必要とし、かつ移転可能な住宅等について、移転推進の支援を行う。

5 山地災害対策

(1) 山地災害危険地区の周知

市は、山地災害の危険がある地区について、地域住民や関係機関に対し周知を図る。

- | | |
|--------------|---|
| ① 山腹崩壊危険地区 | 地形、地質等から見て、山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与える恐れがある地区 |
| ② 崩壊土砂流出危険地区 | 山腹崩壊により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を与える恐れがある地区 |
| ③ 地すべり危険地区 | 地すべりが発生している又は発生する恐れのある区域のうち公共施設等に被害を与える恐れがある地区 |

(2) 防災知識の普及啓発

市は、危険地区の住民や関係団体に対し、山地災害発生前の危険信号をキャッチできるよう、防災知識の啓発を図る。

また、5/20～6/30 の期間においては、「山地災害防止キャンペーン」を展開し、防災知識等の普及啓発に努める。

(3) 山地防災ヘルパーの養成

市は、県等関係機関と連携してボランティアとして、山地災害の情報収集や治山施設の点検等に協力していただく、「山地防災ヘルパー」の養成を図る。

(4) 予防治山事業の推進

市は、国、県等の関係機関との一層の連携強化を図り、山地災害を未然に防ぐため、災害危険地区周辺において予防治山事業の推進を図る。

第2 治水対策

市は、国、県及び市民代表者による「久留米地域総合治水対策検討協議会」を組織し、「久留米地域総合治水対策」を策定しており、国、県等との連携のもと「流域治水」に取り組み、水害に強いまちづくりを目指して、総合的な治水対策を実施する。

1 筑後川の水害防止

市、消防団及び消防本部は、国、県等と協力して昭和28年6月洪水（概ね150年に1回の確率で起こる洪水）やそれを越えるような降雨によって、筑後川の堤防が決壊しても、壊滅的被害を回避するように氾濫水制御対策と警報・避難への対策を実施する。

(1) 氾濫水抑制対策

① 緊急排除水門

氾濫水を迅速に排水し、浸水の継続時間を短くするため、氾濫水の集まる既設排水門を増改築し、緊急排除水門として整備する。

② フロンティア堤防

破堤による浸水被害を防止するため、大洪水に対する越水や浸透に対する耐久性の強い堤防を整備する。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第3節 災害の防止対策

- ③ 緊急排水ポンプ
内水氾濫を低減し避難行動を助けるため、緊急排除ポンプとして既設ポンプ場の増設、新設を実施する。
 - ④ 二線堤盛土
氾濫の拡大を防ぎ、かつ緊急時における水防活動、復旧活動ができるように道路兼用の二線堤を整備する。
- (2) 警報・避難への対応
- ① 河川防災ステーション
河川が氾濫した場合に、避難できる適地がない地区に、水防活動の拠点として備蓄倉庫やヘリポート等を備えた河川防災ステーションを整備する。
また、平常時には地域住民のコミュニケーションの場として利用できるように整備する。
 - ② 避難地・避難所の整備
使用可能な避難所が少ない地域では、新たな避難地・避難所を確保する。
 - ③ 水防、復旧活動道路の整備
水防・災害復旧活動用道路、避難道路、緊急道路を整備、確保し、水防活動や避難活動等が迅速に行える環境を作る。
 - ④ ソフトの充実
市民への洪水ハザードマップ公表の機会を充実し、洪水時の避難場所などの情報の周知徹底に努めるほか、水防体制の強化等ソフト対策を充実する。
 - ⑤ 貯留施設
雨水の一時貯留施設の整備や、既存農業用施設であるクリーク・ため池を一時的な貯留施設として利活用するための先行排水などに取組み、河川のピーク流量を低減する対策を進める。

2 流域内河川治水対策

市は、中小河川について、概ね10年～50年に1回の確率で起こる氾濫による浸水を解消するため、河川改修と流域対策が一体となった治水対策を実施する。

(1) 浸水対策基本計画の策定

中小河川の流域を対象とした総合的な浸水対策基本計画を策定し、効果的に浸水対策を進めることで、浸水被害の早期軽減に努める。

(2) 河川改修

護岸の改修や排水路の改良等によって、都市内の治水機能を強化する。

(3) 流域対策

雨水の一時貯留施設の設置や、既存農業用施設であるクリーク・ため池を一時的な貯留施設として利活用するための先行排水などに取組むとともに、浸水地域より上流側での田んぼダムの推進を図るなど、中小河川のピーク流量を低減する対策を進める。

(4) 水防資機材の整備

排水ポンプ等の水防活動に必要な資機材を備蓄し、点検整備する。

(5) 特定都市河川の指定に伴う対策

特定都市河川に指定された河川の流域においては、法的枠組みを活用した雨水流出増加の抑制、流域貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用を進める。

3 浸水想定区域における避難対策

(1) 危険箇所の周知と避難体制の整備

市は、水防法第14条及び第15条に基づき、指定された浸水想定区域における警戒避難対策を推進し、地域住民の安全を確保するとともに、ハザードマップを市民に配布することにより、危険箇所、水防警報等の伝達方法、避難場所等の周知を徹底する。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(2) 水防警報等の伝達方法

市は、浸水想定区域内にある自治会については、水防警報をはじめ雨量や水位等の情報を市から各自主防災組織に早期に伝達する体制を整備し、地域住民及び要配慮者の迅速で安全な避難を確保する。

(3) 避難体制の整備

市は、浸水想定区域内の風水害時における避難場所（当該避難場所が浸水想定区域にある場合には、最寄りの安全な避難場所）をあらかじめ指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。

なお、避難経路及び避難誘導体制については、自治会、自主防災組織が有効な体制を確保することとし、市はそれを支援する。

4 地下空間に対する対策

(1) 情報伝達体制の整備

防災対策課は、地下駐車場や地階をもつ施設等の地下空間の分布の把握に努め、地下空間の管理者等に対して、消防団及び消防本部などを通して、洪水警報等の浸水の危険性に関する情報を的確、迅速に伝えられる体制及び施設、設備の充実を図る。

(2) 避難体制の整備

防災対策課は、地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。

5 ため池対策

(1) ため池施設整備

農村森林整備課は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤体、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について整備する。また、防災重点農業用ため池に指定されているため池の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価を実施し、適切な維持、補強に向けた対策を行う。

(2) 避難体制の整備

農村森林整備課は、ため池が決壊した場合の浸水想定区域やハザードマップを作成し、避難場所などの情報や周知を徹底する。

第3 火災の防止

1 消防力の強化

(1) 防災対策課は、消防力の強化について次の対策を推進する。

① 消防水利の整備

「消防水利の基準」に基づき、順次水利の整備を進めるとともに、老朽化している防火水槽への対策を図り、地域の消火体制の強化に努めていく。

② 消防団の体制整備

消防団の強化・活性化を図るため、消防車両、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、一定の建築年数を経過した施設へ順次必要な修繕、改修等を行っていく。

③ 消防団員の教育訓練

県消防学校及び消防大学校に消防団員を派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し実施する。

(2) 消防本部は、消防力の強化について次の対策を推進する。

① 消防施設の強化

「消防力の整備指針」に基づき消防施設の整備を図る。

(ア) 市街地の拡大や人口増加にあわせて、消防署所及び消防車両の適正配置を行う。

(イ) 地域の災害特性にあわせて、消防車両、装備、資機材の充実強化を図る。

(ウ) 消防庁舎の整備や情報システム等の整備を図る。

② 救助・救急体制の整備

災害・事故による傷病者の早期救命を図るため、救命資機材及び救急車の更新など救助・救急体制を整備し、救助隊員及び救急隊員の育成及び救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施する。

また、市民に対しては、救命講習等を実施し、災害・事故における救命率の向上を図る。

③ 風水害及び震災応急対策計画の策定

風水害及び震災応急対策計画を策定し、毎年検討を加え必要に応じ修正する。

④ 消防職員の教育訓練

県消防学校及び消防大学校に消防職員を派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し実施する。

2 火災の予防

消防本部及び消防団は、火災を予防するため次の対策を実施する。

(1) 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

(2) 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により防火管理者が必要な防火対象物の管理権原者に対して、防火管理者を選任し、防火対象物に係る消防計画の作成、各種訓練の実施、消防設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督、避難又は防火上必要な設備の維持管理、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 建築同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度を実施する。

(4) 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取り扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(6) 火災予防運動の推進

毎月9日を「防火の日」として定めるとともに、全国春季・秋季火災予防週間及び防火の日に、次のような火災予防運動を推進する。

- ① 火災予防に係る予防広報活動
- ② 防火標章着用等による広報活動
- ③ 火災予防に係る調査活動
- ④ 防火指導、講習会等による防火思想の普及啓発活動
- ⑤ その他火災予防上必要な事項

(7) 消防設備の普及・整備

市内の事業所等から「消防用設備等点検結果報告書」が提出される際に、避難経路の確保及び消防用設備等の維持管理状況の審査・指導を行う。

(8) 住宅防火設備の設置普及・促進

一般住宅へ、消火器、安全装置機能付の暖房器具、調理器具の普及・推進及び住宅用火災警報器の設置指導を行う。また、既に設置している住宅への確実な定着を図るため維持管理指導を行う。

第4 林野火災の防止

1 監視体制等の強化

農政部及び消防本部は、林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の対策を実施する。

(1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。地区住民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、IP 無線により行う。

(2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、森林法に基づき時期、許可条件等について十分調整する。
また、火入れの場所が隣接市町に近接する場合は、関係市町に通知する。

(3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないよう指導する。
また、火災予防条例等に基づき、期限を定め一定区域内のたき火、喫煙等を制限する。

2 予防施設、資機材の整備

防災対策課、消防本部及び関係機関は、消火施設、消防資機材等を整備する。

(1) 消火施設の整備

貯水槽の設置や自然水利の活用を検討する。

(2) 消火資機材の整備

林野火災の消火作業で使用する可搬ポンプ、送水装置、チェーンソー等の資機材を整備する。
また、リン酸アンモニウム、展着剤等の消火薬剤を備蓄する。

3 消防体制の整備

消防本部及び消防団は、関係機関と連携して、消防体制の確立や防火の広報を行う。

(1) 消防組織体制の整備

林野火災に対する消防体制を確立する。

(2) 防火広報

林野火災の発生期に、重点的に次の広報活動を実施する。

- ① 山火事防止月間の設定、目的
- ② ポスター、表示板等の設置
- ③ テレビ、ラジオを通じた広報

第5 液状化対策

1 液状化対策の調査・研究

市は、大学や各種研究機関が行う液状化現象に関する研究成果を踏まえ、液状化対策についての調査、研究を行う。

2 液状化対策の普及・啓発

市は、県及び防災関係機関と連携し、液状化対策の調査、研究に基づき、市民及び施工事業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等についての知識の普及、啓発を図る。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して下記のように考えられる。

- (1) 液状化の発生の防止（地盤改良）
地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 液状化による被害の防止（構造的対応）
発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 代替機能の確保（施設のネットワーク化）
施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

【資料編】

- 土砂災害警戒区域および特別警戒区域の面積および人家戸数等一覧表（資料4）
- 重要水防箇所一覧（資料5）
- 防災上重要な農業水利施設（資料6）
- 山地危険災害箇所（資料7）

第4節 防災活動基盤の整備

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 防災拠点施設等の整備	1 防災拠点施設の配置	防災対策課、財産管理課、設備課 地域振興課（総合支所）、市（各課、各所管課）、消防本部
	2 防災拠点施設の整備	
	3 観測施設等の整備	
	4 臨時ヘリポートの整備	
第2 通信施設等の整備	1 通信施設の整備	防災対策課
	2 情報通信体制の整備	
第3 市民への情報伝達手段の整備	1 広報手段の充実	防災対策課

第1 防災拠点施設等の整備

1 防災拠点施設の配置

(1) 防災拠点施設の配置

市は、大規模な災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、次の拠点施設について、複数箇所の候補をあらかじめ定めておくものとする。実際に使用する拠点施設は、あらかじめ定めた拠点施設の候補の中から、当該施設及び進入ルート of 被害状況や施設規模・設備等を勘案し、決定するものとする。

■防災拠点施設

- | | | |
|-------------|------------|----------|
| ① 市役所及び総合支所 | ② 輸送（集積）拠点 | ③ 食料供給拠点 |
| ④ ボランティア拠点 | ⑤ 避難所 | ⑥ ヘリポート |
| ⑦ 救援活動拠点 | ⑧ 備蓄倉庫 | ⑨ 防災活動広場 |

2 防災拠点施設の整備

防災対策課は、防災拠点に必要な機能を定める。

(1) 市庁舎及び代替施設の整備

財産管理課及び設備課は、災害時に災害対策本部が設置される市庁舎が、災害時に有効な機能を発揮できるような機能を整備する。

また、市庁舎が被災した場合に、災害対策本部を移設する代替施設を確保する。代替施設についても、必要な機能を整備する。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第4節 防災活動基盤の整備

■市庁舎及び代替施設の整備

① 建物の耐震性の確保	② 非常電源装置
③ 耐震性貯水槽	④ 備蓄物資及び備蓄倉庫
⑤ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保	⑥ 災害対策本部室等の確保・配置
⑦ 通信回線の確保等	⑧ 業務継続に必要なデータ等のバックアップ

(2) 総合支所の整備

災害が発生した場合の地域の活動拠点として、各総合支所を活用する。

財産管理課及び地域振興課は、非常電源装置や防災資機材、物資等の備蓄等、防災拠点としての機能を確保する。

(3) その他の防災拠点施設の選定及び整備

市は、大規模災害又は広域災害が発生した場合に備え、防災拠点となる場所、施設等を選定、整備する。

3 観測施設等の整備

防災対策課は、気象や河川の水位及び震度等の情報を収集するため、雨量観測装置や気象情報等システムを整備する。

また、既存のシステムについては、保守点検を行い、操作員に対し操作方法等の習熟を図る。

■観測システム等の概要

雨量監視装置	雨量表示、通知システム、雨量計
福岡県防災・行政情報通信ネットワーク	防災情報システム、計測震度計

4 臨時ヘリポートの整備

防災対策課及び消防本部は、災害時の救助、医療救護、緊急物資の輸送等にヘリコプターが活用できるよう臨時ヘリポートを選定し、県に報告する。

また、選定した施設の管理者と連絡を取り、現状の把握に努める。

第2 通信施設等の整備

1 通信施設の整備

防災対策課は、災害時の停電や通信途絶等が発生した場合に、市庁舎において情報の収集及び連絡が確保できるよう市と防災関係機関を結ぶ IP 無線等の通信機器の整備に努める。

また、既存の通信機器については、災害時に使用できるよう常時保守管理を実施する。

2 情報通信体制の整備

(1) 非常通信体制の強化

防災対策課は、災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

■非常通信体制の強化

- ① 平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
- ② 無線従事者の確保
無線テストや情報伝達訓練等の機会を通じて、職員の中で無線従事者を確保する。

(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

防災対策課は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により消防庁から市に送られてくる緊急気象情報を迅速に市民に伝達できる通信体制の整備及び訓練に努める。

(3) アマチュア無線通信の活用

防災対策課は、アマチュア無線団体等と災害時の情報収集、伝達等の体制を協議し、無線通信訓練等を実施する。

(4) 災害時優先電話

防災対策課は、各部、出先施設、災害ボランティアセンター及び避難所等において、災害時優先電話が確保できるよう、災害時優先電話の指定拡充を検討し、必要に応じ、N T T西日本に「非常・緊急通話用電話」の指定を依頼する。

(5) 災害時における他機関の通信設備利用

防災対策課は、基本法第55条～第57条の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、以下の機関の通信設備について事前に協力体制を確立する。

また、タクシー無線の利用についても協力体制の検討を行う。

■利用可能な機関

自衛隊、国土交通省関係機関、警察署、気象官署、
J R九州、九州電力送配電、トラック協会、久留米ガス

(6) その他の通信網の整備

防災対策課は、その他の通信網の整備として、衛星携帯電話、C A T Vやインターネット等の活用について検討する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第3 市民への情報伝達手段の整備

1 広報手段の充実

防災対策課は、市民への情報伝達を迅速かつ的確に実施するために、以下のような情報伝達手段について調査・研究し、広報手段の充実を図る。

また、要配慮者、在住外国人、訪日外国人、帰宅困難者、車中泊、テント泊避難者など、情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第4節 防災活動基盤の整備

■情報伝達手段

- ① 市ホームページ
- ② 携帯電話メール（防災メールまもるくん※、緊急速報メール、Jアラートとの連動）
※日本語版のみ
- ③ 緊急告知防災ラジオ（Jアラートとの連動）
- ④ 固定電話・FAX
- ⑤ 広報車
- ⑥ IP 無線

- ⑦ サイレン警報
- ⑧ ケーブルテレビ
- ⑨ 衛星通信
- ⑩ SNS（、LINE、防災アプリ等）
- ⑪ 公開型 GIS

【資料編】

臨時ヘリポート一覧（資料8）

緊急告知防災ラジオ配布先一覧（資料10）

久留米市防災拠点候補施設一覧（資料38）

第5節 市民との協働による地域防災力の向上

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第1	「セーフコミュニティ」活動の展開	防災対策課、地域福祉課、安全安心推進課
第2	市民の防災力の向上	1 防災知識の習得 2 市の啓発活動
	3 防災訓練への参加	
	4 支援のための知識・技術の向上	防災対策課、消防本部
		防災対策課、協働推進課
第3	家庭の防災力の向上	1 家族での災害時の行動の確認 2 家庭内備蓄の推進 3 耐震補強の実施 4 室内安全対策の実施
第4	自主防災組織の強化	1 自主防災組織の結成促進 2 自主防災組織の育成 3 自主防災活動の支援
第5	事業所等の防災力の向上	1 防火・防災体制の強化 2 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成強化 3 地下空間の浸水対策 4 その他施設等の訓練 5 事業所内の備蓄 6 事業継続計画（BCP）の普及啓発

第1 「セーフコミュニティ」活動の展開

安全で安心な地域づくりを目指す本市の「セーフコミュニティ(※)」推進の中でも、「地域防災力の向上」について、重点取り組み項目の一つとしている。この活動に市民・市・自主防災組織をはじめとした関係団体等が一体となって取り組むことにより、災害の被害を最小限に抑えることができる地域づくりを推進する。

※ セーフコミュニティとは、WHO（世界保健機構）が推奨する「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を分析し、対策することで予防できる」という理念に基づき、予防に重点をおいた安全安心なまちづくりです。重点取り組み分野としては、防災のほか、交通安全、子どもの安全、高齢者の安全、犯罪・暴力の予防、自殺の予防の6分野を設定しています。

第2 市民の防災力の向上

1 防災知識の習得

市民は、災害に対する意識を持ち続け、日頃から地域の災害リスク情報、住家の構造、災害に備えた平時の心得、災害時の行動に関する心得など、防災知識の習得に努める。

2 市の啓発活動

(1) 様々な機会を活用した普及啓発

防災対策課は、防災士及び防災リーダーと協働で、地域住民の集会、出前講座、各種団体の会合・集会等、防災訓練及び防災用品の展示会の開催等の機会において、防災上必要な知識の普及に努める。

また、防災対策課は、梅雨時期や台風シーズン、防災の日（9月1日）、防災とボランティアの日（1月17日）等に合わせて、「広報久留米」等を通じて防災知識の啓発を図るとともに、適宜、防災パンフレット、防災マップ等を作成し、防災知識の普及に努める。

(2) 児童・生徒等への防災教育の推進

各学校は、教科や特別活動等における火災・地震避難訓練や風水害訓練等において、計画的・継続的に児童・生徒に対する防災教育を推進し、防災知識の習得や災害時に主体的に行動する態度の育成に努める。

3 防災訓練への参加

市民は、日頃から初期消火訓練や避難訓練などの防災訓練をはじめ自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

防災対策課は、関係機関等と協力して、幅広い世代の市民等の参加による防災訓練の充実を図る。

4 支援のための知識・技術の向上

市民は、災害時に自らできるボランティア活動に関する知識や技術の習得、近隣の要配慮者の把握など、災害時における「共助」の取り組みが円滑に行えるよう努める。

第3 家庭の防災力の向上

1 家族での災害時の行動の確認

市民は、家庭で、非常持ち出し品の搬出等の役割分担を行い、避難所や避難経路を確認する。

また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤルなど）や最終的な集合場所も決めておく。

2 家庭内備蓄の推進

各家庭では、下表の内容に留意して備蓄を行う。

また、避難所などでの生活を想定し、必要最小限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

■家庭内での備蓄

- ①各家庭において、最低3日間、推奨1週間の食料や飲料水等の備蓄
- ②食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の3日分程度の分量確保
- ③カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- ④石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- ⑤その他家族構成に合わせた、災害時に必要な物資の備蓄

3 耐震補強の実施

市民は、住宅の耐震化の重要性を踏まえ、必要に応じて耐震補強を実施する。

4 室内安全対策の実施

市民は、家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策を実施するほか、必要に応じてブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策についても実施する。

第4 自主防災組織の強化

1 自主防災組織の結成促進

地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、救出救護、避難等を行うことが大切である。特に、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の所在を把握し、災害時には救出、避難等の支援活動が必要である。

防災対策課は、地域の防災活動の推進を図るため、46校区全てに校区を単位とする自主防災会、自治会を単位とする自主防災部など自主防災組織の結成を促進する。また、女性の意見を反映するために、自主防災組織の役員等については、男女共同参画の観点から、女性の積極的な登用促進を図る。

2 自主防災組織の育成

防災対策課は、消防本部、社会福祉協議会、防災士、防災リーダー等と連携して、自主防災組織に対し、出火防止訓練、初期消火訓練、避難訓練、応急救護訓練、災害図上訓練、要援護者避難支援訓練、その他地域の特性に応じた研修及び訓練等を、地域活動に合わせて実施し、災害対応力の向上に努める。

また、自主防災組織の日頃からの予防活動の促進と、災害時の自主防災活動の円滑な実施のため、防災士及び防災リーダーの養成を行う。

なお、男女共同参画の視点に立った避難所運営などの災害活動が行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダーの育成に努めるものとする。

3 自主防災活動への支援

防災対策課は、自主防災に係る研修及び訓練の企画立案に必要な助言等を行い、自主防災組織の活動に必要な資機材を整備する。

■自主防災組織の主な活動

平 常 時	① 家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進 (出火防止措置、家具等の転倒防止措置) ② 危険箇所の点検・把握 ③ 避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ④ 救出用資機材(防災資機材)の管理 ⑤ 防災知識の普及 ⑥ 各種防災訓練の実施及び参加
警 戒 ・ 発 災 時	① 救出・出火防止の呼びかけ ② 初期消火活動 ③ 避難行動要支援者の安否確認、避難支援 ④ 救出救護活動、搬送 ⑤ 避難誘導 ⑥ 協働による避難所の開設、管理運営 ⑦ 給食、給水 ⑧ 救援物資の分配に関する協力

第5 事業所等の防災力の向上

1 防火・防災体制の強化

学校、病院、事業所、大型店舗等多数の人が出入りする施設について、施設の管理権原者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を定め、当該施設について消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督、避難又は防火上必要な設備の維持管理、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならないこととなっている。

消防本部は、これら施設からの出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防火管理体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防火体制がとれるよう指導する。

消防本部は、防災管理体制について、消防法第36条の規定により、防災に関する消防計画に基づき、自衛消防隊の編成、避難訓練の実施について自衛消防組織が災害発生時に効果的対応ができるよう防災研修及び訓練を定期的実施するよう指導する。

2 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成強化

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きく、高圧ガス施設は、爆発性、毒性等の性質があるガスを有しており、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じる恐れがあるため、各事業所は、事業者内の自主防災体制の強化及び事業所相互の応援体制を確立する。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第5節 市民との協働による地域防災力の向上

消防本部は、危険物施設等関係者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

3 地下空間等の浸水対策

(1) 浸水防止設備の整備

地下空間の関係者等は、出入り口に浸水を防止するための防水扉、防水板等、浸水防止設備の整備を推進する。

(2) 避難体制の確立

地下空間の関係者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達方法（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、洪水情報のみならず、降雨の情報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、豪雨情報等の入手に努める。

また、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の維持管理及び設置場所等の広報に努める。

(3) 管理者等への啓発

防災対策課と消防本部は、協力して地下空間の管理者等へ、地下空間の浸水の危険性について、地下空間の浸水事故事例の紹介などにより周知する。

4 その他施設等の訓練

保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び社会福祉施設の関係者は、消防本部の指導のもと避難訓練等を実施する。

また、消防本部は、各施設の消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するよう指導する。

5 事業所内の備蓄

事業所は、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

6 事業継続計画（BCP）の普及啓発

市は、県と連携し、市民生活と密接に関連する企業等に対して、事業継続計画の策定を促す取り組みを推進する。

第6節 災害対策組織の強化

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 市の防災組織の整備	1 防災会議	防災対策課
	2 災害対策本部	
第2 行動計画等の整備	1 業務継続計画の策定	防災対策課、各課
	2 受援計画の策定	防災対策課、各部
	3 災害救助法等運用体制の整備	防災対策課、消防本部
第3 防災教育	1 防災教育の推進	防災対策課、人材育成室、学校教育課
第4 防災訓練	1 防災訓練の基本方針	防災対策課、財産管理課、建築指導課、消防団、消防本部
	2 総合防災訓練	
	3 個別防災訓練	
第5 調査・研究	1 防災に関する情報収集	防災対策課
	2 防災に関する調査・研究	

第1 市の防災組織の整備

1 防災会議

久留米市防災会議条例に基づき、定期的に防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直しなど、災害対策を推進する。

2 災害対策本部

地域防災計画及び久留米市災害対策本部条例に基づき、本市の災害対策が迅速かつ的確に実施できる組織体制を整備する。

第2 行動計画等の整備

1 業務継続計画の策定

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第6節 災害対策組織の強化

(1) 災害時初動マニュアルの作成

防災対策課は、参集をはじめ災害発生時に職員がとるべき基本的な行動を示す災害時初動マニュアルを作成するとともに、職員への周知徹底を図る。

(2) 応急対策実施マニュアルの作成

各部は、個々の職員が災害時の状況に応じて迅速かつ的確な対応ができるように、各部が災害時に分掌する応急対策や復旧の実施に関するマニュアルを作成し、所属職員への周知徹底を図る。

2 受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

3 災害救助法等運用体制の整備

防災対策課及び消防本部は、大規模災害の場合に災害救助法の適用及びその運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアル等を整備する。

第3 防災教育

1 防災教育の推進

(1) 職員に対する防災教育

防災対策課及び人材育成室は、職員に対し防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各部課の所掌事務を理解させ、初動時の活動要領について重点をおくようにする。

■職員への防災教育

教育方法	① 新任研修 ② 職場研修 ③ 研修会、講習会、講演会等の実施 ④ 見学、現地調査等の実施 ⑤ 応急対策実施マニュアル・防災活動手引き等印刷物の配布 ⑥ 応急対策活動に関する検証及び訓練の実施
教育内容	① 市域の災害特性、災害別・地域別危険度 ② 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性及び過去の主な被害事例 ③ 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ④ 各種マニュアルに基づく初動時の活動要領 ⑤ 防災知識と技術 ⑥ 防災関係法令の運用 ⑦ 要配慮者への配慮や多様なニーズへの対応の必要性 ⑧ その他の必要な事項

(2) 教職員に対する防災教育

学校教育課は、各学校における災害対応マニュアル等の策定や教職員への研修の実施について必要な支援を行う。各学校は、災害対応マニュアル等に基づく研修や訓練を実施し、災害時に教職員のとるべき行動について周知を図り、緊急時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努める。

第4 防災訓練

1 防災訓練の基本方針

防災訓練は、行政機関、防災関係機関等が連携して災害発生時の応急対策に関する検証・確認するとともに、市民・事業所等の防災意識の高揚を図り地域の災害対応力の向上を目的とする。

(1) 訓練の重視事項

- 防災対策の実効性の検証及び改善
- 職員の実践力の向上
- 防災関係機関及び市民等との連携強化

(2) 訓練・研修等の考え方

行政機関、関係機関、地域住民等の区分に基づき、訓練種別・訓練課目等を体系化し、段階的に練度を積み上げ、総合防災訓練に集約する。

2 総合防災訓練

防災対策課は、消防本部、消防団と協力して、災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模地震等の発生を想定して、国、県、各防災関係機関及び市民との協力体制のもと、総合訓練を実施する。

■総合防災訓練の訓練項目

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 災害対策本部設置・運営訓練 | ② 非常参集訓練 |
| ③ 情報収集・伝達・広報訓練 | ④ 緊急通信の確保訓練 |
| ⑤ 応援要請訓練 | ⑥ 初期消火訓練 |
| ⑦ 救出訓練 | ⑧ 救護訓練 |
| ⑨ 避難誘導訓練 | ⑩ 給水・給食訓練 |
| ⑪ 交通規制訓練 | ⑫ 救援物資輸送訓練 |
| ⑬ その他必要な訓練 | |

3 個別防災訓練

(1) 水防訓練

防災対策課は、市、消防団、消防本部や防災関係機関連携により、河川、水路等の氾濫等に対する警戒、水防活動が的確に行えるよう、職員・団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。

(2) 職員の訓練

防災対策課及び財産管理課は、市の各部各課単位に、組織動員訓練、非常通信訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について、必要な訓練を実施する。

(3) 被災建築物応急危険度判定訓練

建築指導課は、建築団体等の協力のもと、応急危険度判定実施体制を確立するため、訓練等を実施する。

第5 調査・研究

1 防災に関する情報収集

防災対策課は、国、県、市町村、防災関係機関の防災対策に関する計画、調査報告等を収集する等、関係機関との情報交換に努める。

また、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 防災に関する調査・研究

防災対策課は、宅地化の進展をはじめ変貌する地域の状況や調査技術の進展に合わせて、総合的な防災調査を実施する。

また、情報通信分野をはじめ、進歩する科学技術の防災行政への活用についても積極的に検討する。

【資料編】

防災における訓練・研修等体系（資料11）

学校教育での防災教育の内容（資料12）

第7節 避難環境の整備

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 避難所等の整備	1 避難所等の指定・解除	防災対策課、各所管課、地域福祉課、都市建設部
	2 避難所等の整備	
	3 避難経路の整備	
第2 避難体制の整備	1 避難誘導体制の整備	各施設管理者、防災対策課、教育部総務、消防団
	2 施設の避難体制	
	3 避難所開設運営体制の整備	

第1 避難所等の整備

1 避難所等の指定・解除

(1) 避難所

防災対策課は、災害が発生した場合に避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な住民やその他の被災者を必要な間滞在させるために、必要かつ適切な規模等を有する地域の小中学校等を避難所として指定する。

また、地域防災アセスメント等の調査結果等に基づき、周辺の環境や建物の安全性や老朽化等により避難所等として適切でない施設については、避難所等の指定を解除し、代替施設を指定する。

(2) 広域避難場所

防災対策課は、調査に基づき、地震などによる大規模な火災が延焼拡大した場合等に避難する有効な公園等の施設や災害時における応急対策等の拠点を広域避難場所に指定する。

各所管課は、指定された広域避難場所に必要な機能等を整備する。

(3) 指定緊急避難場所

防災対策課は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、調査に基づき、災害時における市民の一時的避難場所として有効な公園等の施設を施設の立地条件（災害危険区域の指定、災害履歴の有無等）や施設構造等により、土砂災害、水害等の災害種別ごとに、使用可能な避難場所について指定緊急避難場所に指定する。

なお、大規模かつ広域的な災害に備え、近隣の他市町村への広域避難を可能とする協定や被災者の円滑な搬送に関する事業者等との協定の締結を進め、近隣市町村での指定緊急避難場所の設置に努める。

各所管課は、指定緊急避難場所に必要な機能等を整備する。

また、自主防災組織等は、市が指定する緊急避難場所までが遠いなどの理由から各地区で一時的避難場所を定め、市へ届出ることができる。市は、届出された一時的避難場所が基準に適合する場合は災害種別ごとに指定緊急避難場所として定めるものとする。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第7節 避難環境の整備

■避難所等の位置づけ

避難所	① 災害発生時及び災害が切迫した時の待避場所 ② 災害時に自宅で生活ができない場合等に一時的に避難生活を送る場所 ③ 災害時の食料・日用品等の備蓄場所
広域避難場所	① 大規模な延焼火災等からの一時的避難場所 ② 応援部隊や救援物資の拠点、仮設住宅建設候補地 ③ 平常時の防災訓練の場所、備蓄基地
指定緊急避難場所	① 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の一時的避難場所 ② 延焼火災等からの一時的避難場所 ③ 平常時の防災訓練の場所

(4) 福祉避難所の指定

防災対策課及び地域福祉課は、大規模災害等で一般の避難所での生活が困難な方のために二次的な避難所として適当な施設を、福祉避難所として指定する。

2 避難所等の整備

(1) 避難設備の整備

防災対策課は、地域性、建物施設の特性等に合わせて避難所に必要な機能の整理を行う。

防災対策課は、各所管課と調整して避難所に指定した建物には、次の中から必要な設備を整備するほか、地域の防災拠点として使用できるように機能及び備蓄品の充実を図る。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、指定避難所等が被災した場合に備え、設備の応急復旧等に関しては事前に協定等を締結する。

■避難所の整備

① 避難生活の長期化、障害者等の要配慮者に対応するため、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を進める。
② 避難所における救護設備、通信機器等施設・設備の整備を進める。
③ 感染症対策のため、想定される避難者数に応じたレイアウトや部屋の確保
④ 避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、避難に必要な物資、感染症対策に必要な物品の備蓄を進める。

(2) 避難所等の周知

防災対策課は、避難所及び指定緊急避難場所に標識等を設置するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、平常時から、避難所及び指定緊急避難場所の位置や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市HPや広報紙等で市民への周知を図る。

3 避難経路の整備

都市建設部は、住民の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活道路について、歩道の整備、ブロック塀、落下物等の安全対策、道路照明の設置等により避難経路の整備に努める。

また、避難誘導のための標識等の設置を図る。

第2 避難体制の整備

1 避難誘導体制の整備

(1) 避難誘導計画の作成と訓練

市は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、地域内での避難誘導に係る下記項目の計画を自主防災組織等との協働により策定し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

- ① 避難指示、高齢者等避難等の伝達方法
- ② 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- ④ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した地域・福祉事業者と連携した避難支援体制

(2) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

防災対策課は、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン」を指針としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努める。なお、作成に当たっては、気象台、河川管理者及び学識経験者の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。

(3) 避難行動要支援者に対する避難支援体制の構築

地域福祉課及び防災対策課は、自主防災組織等と連携し、次の取組みを行い、災害時における避難行動要支援者の避難に係る支援体制を構築する。

- ① 自主防災組織等と連携した訓練の実施
- ② 避難情報の伝達体制の整備
- ③ 避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成

2 施設の避難体制

各施設管理者は、所管施設の避難計画を作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、地域の自主防災組織及び事業所との連携がとれるようにする。

3 避難所開設運営体制の整備

(1) 避難所運営マニュアルの作成及び周知

防災対策課及び教育部総務は、大規模な災害が発生し、多くの避難所を開設する場合あるいは避難生活が長期化する場合に、女性や高齢者、障害者等の多様な市民ニーズや人権に配慮した避難所運営ができるよう、避難所運営マニュアルやレイアウト図を策定し、職員や避難所設営管理者等に周知する。

(2) 地域との協働による避難所運営

防災対策課は、避難所運営において自主防災組織や地域の各団体と協働して運営できる体制を構築する。

＜総則・災害予防編＞
第 2 章 災害予防計画 第 7 節 避難環境の整備

また、避難所運営が円滑に実施できるよう避難所運営マニュアルを策定し、防災士や防災リーダーと連携を図り、自主防災組織や各団体との避難所運営に関する研修及び訓練等を実施する。

【資料編】

避難所一覧（資料 1 3）

避難所位置図（資料 1 4）

第8節 避難行動要支援者等の支援体制の強化

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 社会福祉施設等における対策	1 施設等の整備	社会福祉施設等の管理者
	2 防災体制の整備	
	3 防災訓練、防災教育の実施	
	4 危険区域等にある施設の避難体制整備	市、施設管理者
第2 在宅の避難行動要支援者への対策	1 避難行動要支援者名簿	防災対策課、地域福祉課、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、健康推進課、市民課、消防団、消防本部
	2 支援体制の整備	
第3 外国人に対する対策	1 外国人に対する対策	防災対策課、広聴・相談課、観光・国際課

第1 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

各社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

また、ライフライン等の停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。

2 防災体制の整備

各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の防災計画を作成する。

また、施設相互間、近隣住民等との連携を密にして、災害時に協力が得られる体制づくりを行う。

3 防災訓練、防災教育の実施

各社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害知識や災害時の行動について、理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、防災計画に基づき、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた訓練を行う。

4 危険区域等にある施設の避難体制整備

(1) 災害危険区域内の要配慮者利用施設の指定

市は、水防法（第14条）に基づく河川の洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内、又は、土砂災害防止法（第7条及び第9条）に基づく「土砂災害（特別）警戒区域」内にある要配慮者が

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援体制の強化

利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時、又は、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

(2) 避難確保計画の作成等

災害危険区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画の作成・変更及び訓練を実施した際は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

関係各課は、対象施設の管理者等に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施について、必要な指示を行う。また、水防法に基づく河川の洪水浸水想定区域内の対象施設の管理者等に対し、自衛水防組織の設置を促進する。

(3) 情報伝達体制の整備

災害危険区域内の要配慮者利用施設については、以下により情報伝達体制の整備を図る。

- ① インターネット、防災メールなどを活用した気象情報・災害情報の収集
- ② 洪水に関する予警報や土砂災害に関する情報伝達方法の確立
- ③ ハザードマップの配布による災害危険情報の周知

第2 在宅の避難行動要支援者への対策

1 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を「避難行動要支援者名簿」とする。

この名簿では、避難行動要支援者に関して、以下の基本項目を定める。なお、名簿の取扱いの詳細については別に定める。

(1) 避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲については、次に掲げる者のうち、在宅の者であって、災害が発生し、また、災害が発生する恐れがある場合に自力又は家族の協力による避難が困難である者とする。

- ア 要介護3以上の認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ウ 療育手帳Aの交付を受けている者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- オ 要配慮者であって、名簿情報の避難支援等関係者への事前提供に同意する者
- カ 平成31年1月末現在において、災害時要援護者名簿に登録している者

(2) 避難支援等関係者となる者

避難支援等の実施に携わる関係者（以下、避難支援等関係者という）となる者の範囲については、以下のものとする

- ア 自治会などを構成団体とする校区コミュニティ組織（自主防災組織）
- イ 市民生委員児童委員協議会
- ウ 市社会福祉協議会

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援体制の強化

- エ 校区社会福祉協議会
- オ 消防本部
- カ 消防団
- キ 警察

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の項目を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が特に必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

地域福祉課は、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、健康推進課及び市民課と連携し、保有する情報や避難行動要支援者からの申請情報の他、関係部局や県などにおいて保有把握している情報を集約して、避難行動要支援者名簿を作成する。

(5) 名簿の提供

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合はこの限りではない。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命、又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(6) 名簿の更新に関する事項

地域福祉課は、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、健康推進課及び市民課と連携し、転入・転出、介護認定、身体障害者手帳などの異動の把握に努め、名簿情報や登録状況について定期的に更新を行う。

(7) 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿情報を提供する際には、避難支援等関係者と市の間で個人情報に関する協定を締結するなど、情報の提供を受ける者に対して、情報の漏えいの防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

2 支援体制の整備

(1) 支援体制の構築

地域福祉課、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、健康推進課、市社会福祉協議会、防災対策課、消防本部及び警察は、支援関係機関や校区コミュニティ組織、自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団、防災士などへの防災研修等を通じ、避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導などの災害時に備えた訓練の実施による地域全体での避難行動要支援者の避難支援体制づ

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援体制の強化

くりを行う。

また、災害時における避難情報等の伝達手法の検証や保健師、社会福祉士、介護福祉士等の確保など、避難行動要支援者の支援体制の整備を行う。

(2) 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための情報伝達手段

防災対策課、地域福祉課、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課及び健康推進課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者が安全に避難できるように情報伝達手段の多様化等について検討する。

(3) 地域の力で避難行動要支援者の避難誘導、救出救護を支援していく計画づくり

地域福祉課、防災対策課、市社会福祉協議会、消防本部及び警察は、支援関係機関や校区コミュニティ組織、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団、防災士などとの協働のもと、災害時に特に支援を必要とする避難行動要支援者ごとに、支援者の確保、支援者同士の連絡体制、避難経路等をまとめた個別避難計画の作成を推進する。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害発生時は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する。

また、行政や避難支援等関係者による情報伝達・安否確認・避難誘導などの避難支援が困難になる場合があるので、自助の重要性について避難行動要支援者に理解を得るように努める。

(5) 防災設備の整備

消防本部は、一般住宅防火指導の中で、消火器、住宅用火災警報器についての設置指導・助言を行う。

また、障害者福祉課、長寿支援課、防災対策課及び消防本部は、一人暮らしの高齢者、障害者等の安全を確保するため、要配慮者の住宅に警報装置システムや住宅用火災警報器の整備を促進する。

(6) 防災知識の普及、防災訓練の充実

防災対策課は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかける。

第3 外国人に対する対策

1 外国人に対する対策

防災対策課、広聴・相談課及び観光・国際課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」として位置づけ、災害時に的確な対応ができるような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。

【資料編】

浸水想定区域内に土砂災害警戒区域内に立地する地下空間施設及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（資料40）

第9節 災害時の連携体制の構築

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 応援協力体制の強化	1 自治体との応援協力体制	防災対策課、各所管課、消防本部
	2 民間団体等との協力体制	
	3 自衛隊との連携強化	
第2 災害時における被災自治体支援体制の整備	1 被災自治体支援体制の整備	各部

第1 応援協力体制の強化

1 自治体との応援協力体制

市及び消防本部は、福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援が行える体制を整備する。

また、近隣の市町村や広域的な災害を見据えた他地域の市町村と、大規模災害発生時における自治体連携の拡充を図る目的から、相互応援協定を締結するよう努める。

2 民間団体等との協力体制

各所管課及び防災対策課は、災害時の応急対策に協力がえられるよう建設業団体、流通団体、運送団体等と協定を締結する。

3 自衛隊との連携強化

防災対策課は、自衛隊と「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、連携の強化を図り、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう情報連絡方法等の取り決めを行う。

第2 災害時における被災自治体支援体制の整備

1 被災自治体支援体制の整備

広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、市は、県と連携し、支援活動を積極的に実施する体制をあらかじめ整備しておく。

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第9節 災害時の連携体制の構築

(1) 救援本部の設置

広域災害や局地的な大災害が発生した場合、市長の判断により庁内に救援本部を設置し、必要な支援活動を実施する。

■支援活動の内容

項目	備考
義援金募集	個人等からの義援金
給水活動支援	
救援物資の送付	
広域一時滞在場所の提供	公営住宅入居、被災者の受入
ボランティアの協力呼びかけ(募集等)	
支援要員派遣	災害対策本部活動、上下水道復旧活動、被災調査
備蓄品の提供	
保健師の派遣	
避難所運営支援、その他の支援	

【資料編】

福岡県消防相互応援協定書（資料１５）

福岡県広域航空消防応援実施要綱（資料１６）

災害協定団体一覧（資料１７）

第10節 NPO・災害ボランティアとの連携体制の構築

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 NPO・災害ボランティアの環境整備	1 災害ボランティア意識の啓発	防災対策課、協働推進課、総務部 総務課、地域福祉課、各課、市社会福祉協議会
	2 NPO・災害ボランティアの育成等	
	3 災害ボランティアセンター運営体制の整備	

第1 NPO・災害ボランティアの環境整備

1 災害ボランティア意識の啓発

防災対策課、協働推進課等及び関係各課は、市社会福祉協議会等の関係団体と連携して、市民に対し、ボランティア意識の啓発に努める。特に、1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に活動を行う。

また、総合防災訓練にNPO・ボランティア等の参加を求める。

2 NPO・災害ボランティアの育成等

防災対策課、協働推進課等及び関係各課は、市社会福祉協議会等の関係団体と連携して、NPO・災害ボランティアの育成等を進める。

(1) 防災士の育成等

市は、防災士育成計画を策定し、その計画的な育成を図る。

また、防災士会久留米支部との連携により、自主防災組織の支援や防災訓練等の効果的な実施、更には災害発生時における必要な協力体制を確立する。

(2) 防災ボランティアネットワークづくり

市は、NPO・ボランティア団体等とのネットワーク構築を図るため、交流会等の取り組みを推進する。

3 災害ボランティアセンター運営体制の整備

(1) 設置・運営体制

市は、市社会福祉協議会及び関係する団体等と連携して、災害時に迅速に災害ボランティアセンターを設置・運営できるよう、協定を締結しておくとともに、その運営体制を事前に設定しておく。

また、災害に求められるボランティア活動の分野・項目・内容について整理を行う。

＜総則・災害予防編＞

第2章 災害予防計画 第10節 NPO・災害ボランティアとの連携体制の構築

(2) マニュアルの作成

市及び市社会福祉協議会は、協議のうえ、事前に災害ボランティアに係る組織、運営方針、基本的な活動についてのマニュアル等を定める。

(3) 資機材の整備

市及び市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に必要な資機材の整備に努める。

(4) 訓練の実施

市及び市社会福祉協議会は、関係する団体等と連携して、マニュアルに沿った訓練を実施する。

第11節 応急対策のための環境整備

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 救助・医療体制の整備	1 救出救助体制の整備	防災対策課、保健所、医療・年金課、消防本部
	2 医療体制の整備	
第2 交通輸送体制の確保	1 緊急輸送道路の確保	都市建設部、防災対策課、財産管理課、各担当課
	2 緊急輸送体制の確保	
第3 飲料水、食料及び物資等の供給体制の整備	1 給水体制の整備	上水道整備課、経理課、給排水設備課、防災対策課、教育部総務、学校施設課
	2 食料、物資の供給体制の整備	
第4 防疫、清掃体制の整備	1 防疫体制の整備	環境保全課、資源循環推進課、施設課、廃棄物指導課、各総合支所環境建設課、経理課、下水道施設課、防災対策課
	2 し尿・ごみ・廃棄物処理体制の整備	
第5 建物対策の推進	1 応急危険度判定体制の確保	建築指導課、住宅政策課、市営住宅課、都市計画課
	2 被災宅地危険度判定体制の整備	
	3 住宅確保体制の整備	
第6 新たな災害への対応	1 新たな災害への対応	市

第1 救助・医療体制の整備

1 救出救助体制の整備

(1) 市民、自主防災組織の救出救助体制の整備

救出救助活動は、防災関係機関のみならず、市民、自主防災組織における地域ぐるみの活動が重要である。

防災対策課及び消防本部は、自主防災活動等を通じて市民、自主防災組織の救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。また、救命講習を活用してバイスタンダー（救急現場に居合わせた人で、傷病者に適切な応急救護処置ができる人）の養成を図る。

(2) 救出用資機材の整備

防災対策課及び消防本部は、同時に多数の救出活動ができるよう救出用資機材を整備する。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設事業者と協定を締結するなど連携を図る。

2 医療体制の整備

(1) 医療救護活動要領の習熟

保健所及び医療・年金課は、「災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

(2) 緊急時の連携強化

総務医薬課は、災害時の応急医療について、福岡県地域災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市内の災害拠点病院等と災害時の救護班の編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。

また、災害時の通信手段等の確保を図る。

(3) 医薬品・医療用資機材の準備

総務医薬課は、薬剤師会、医薬品事業者等と連携して応急医療活動に必要な医薬品等を迅速に調達できるようにする。また、関係機関との調整により、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の資機材を迅速に調達できるようにする。

(4) 市民の自主救護能力の向上

消防本部は、市民の自主救護能力の向上、応急救護知識・技術の普及活動等を行い、自主救護能力の向上を図る。

第2 交通輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路ネットワーク化の推進

市の道路管理者は、災害時の救援物資や応急対策活動要員の交通輸送体制を確保するため、国や県と連携し、道路整備や橋梁耐震化等に取り組み、緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

(2) 緊急輸送道路の周知

防災対策課は、広報活動を通じて、市民に対して発災時の自家用車両使用の自粛、運転車両の措置方法等についての啓発、災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

(3) 警戒体制の整備

防災対策課は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設事業者などの団体との間であらかじめ協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送のための交通確保

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、または竹林その他の障害物を処分することができる。

2 緊急輸送体制の確保

(1) 緊急通行車両等の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

財産管理課は、市有車両等災害時に使用する車両について緊急通行車両の緊急通行車両確認申出書を県公安委員会に提出する。

(2) 輸送車両の確保

防災対策課及び各担当課は、災害時の緊急輸送の車両を迅速に確保するために、輸送事業者との連絡方法、車両の出動、集結方法等について輸送事業者と協議を行うとともに、協定締結に努める。

(3) 輸送拠点の確保

防災対策課及び各担当課は、災害時の緊急輸送に係る運送事業者等のノウハウや、物資輸送の拠点としての施設の活用について協力を得るため、事前に協定を締結し運送事業者等との協力体制の構築及び協定の締結に努める。

なお、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について指定・点検するものとする。

第3 飲料水、食料及び物資等の供給体制の整備

1 給水体制の整備

(1) 水の確保

上水道整備課は、重要施設に接続する管路等の水道施設の耐震化を図り、給水拠点を確保する。

(2) 家庭における備蓄の促進

防災対策課は、市民・自主防災組織・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。

(3) 給水用資機材の確保

経理課、上水道整備課及び給排水設備課は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう給水用資機材の整備・拡充を図る。特に給水車から給水するためのポリタンク等の確保を図る。

2 食料、物資の供給体制の整備

(1) 備蓄物資の整備

防災対策課は、災害に備えて、次の物資等の備蓄を進める。

また、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」によって自治体間で備蓄情報の共有を行い物資不足の際の支援要請に活用するとともに、速やかな被災自治体への物資支援に資する。

■市で備蓄すべき食料、物資

非常用食料、飲料水、毛布、救急医療セット、担架、懐中電灯、乾電池、ろうそく、点火用具、カセットコンロ、仮設・簡易トイレ、防水シート、テント、ろ水機、給水槽、石油ポンプ、発電機、投光器、炊飯装置、住宅地図等

＜総則・災害予防編＞
第2章 災害予防計画 第11節 応急対策のための環境整備

(2) 備蓄の方法

防災対策課は、県の備蓄計画を踏まえて市備蓄計画を策定し、分散備蓄を推進する。

(3) 備蓄倉庫の整備

防災対策課は、教育部総務及び学校施設課と連携し、避難所となる学校等に備蓄倉庫の整備を検討する。

(4) 流通備蓄の確保

防災対策課は、災害時の物資等の確保のために、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等の協力業務の内容、協力方法等について、協定締結の促進に努める。災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

(5) 家庭、事業所等の備蓄の推進

防災対策課は、市民、事業所等に対し、災害直後の生活を維持するために、3日分の食料、飲料水、生活必需品を備蓄するよう研修及び訓練等で啓発を図る。

第4 防疫、清掃体制の整備

1 防疫体制の整備

災害により床上浸水が発生した地域や避難所等において、感染症等の発生を予防するために、消毒等の活動が必要である。

環境保全課は、消毒資機材や床下排水用機材等を備蓄するとともに、関係団体と連携して消毒薬剤や散布資機材を配布できるような体制を確立する。

2 し尿・ごみ・廃棄物処理体制の整備

(1) 仮設トイレの確保

経理課は、災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域に設置する仮設トイレを事業者等から確保できる体制を確立する。

(2) ごみ・がれき処理体制の整備

資源循環推進課、施設課、廃棄物指導課及び各総合支所環境建設課は、災害時に大量に発生するごみ・がれきを「久留米市災害廃棄物等処理基本計画」に基づいて処理するために、収集処理の人員や資機材等の確保等、がれきの収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量のごみ・がれきの仮保管場所や仮集積所の候補地を事前に選定しておく。

(3) 応援協力体制の整備

防災対策課、下水道施設課、資源循環推進課及び施設課は、近隣市町村、し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する事業者及び応援を求める建設事業者・団体等に対し、協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

第5 建物対策の推進

1 応急危険度判定体制の確保

建築指導課は、県と連携して被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士制度を整備し、判定士の認定、登録を実施する。

また、以下の対策により、被災建築物応急危険度判定の円滑な実施体制を整備する。

(1) 被災建築物応急危険度判定実施マニュアルの作成

市は、大規模地震の発生に備え、「被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」を作成し、被災建築物応急危険度判定の円滑な実施を図る。

(2) 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成

被災建築物応急危険度判定を行う建築士等の活動をコーディネートする者を市職員の中で養成し、危険度判定が円滑に実施できるように備える。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

都市計画課は、被災した宅地の安全を確保するために、被災宅地の危険度判定体制を整備し、判定士の登録や判定士の連絡網を確保する。

3 住宅確保体制の整備

(1) 応急仮設住宅用地の選定

災害時の応急仮設住宅は県がガイドラインに基づき建設するが、市営住宅課は、交通やライフライン等の条件を考慮して、県の建設計画に合わせて、事前に仮設住宅建設に適当な土地を選定する。

(2) 空家住宅の把握

市営住宅課は、公営住宅の空家状況を把握し、災害時に被災者に対し迅速に供給できるようにする。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入に係る課題の共有・連携強化を実施するものとする。

住宅政策課は、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取り扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。また、賃貸型応急住宅（みなし仮設）の迅速な提供のために、不動産関係団体や県と連携強化を図るものとする。

第6 新たな災害への対応

1 新たな災害への対応

市は、今後、新たな対策が求められる災害に備え、他地域での災害教訓等から市における被害の発生状況等を想定し、災害対策について検討する。

また、市は、想定される災害に対し、他地域での災害教訓等を踏まえた教育訓練の実施を図る。

＜総則・災害予防編＞

第2章 災害予防計画 第11節 応急対策のための環境整備

【資料編】

緊急通行車両等の事前届出方法（資料9）

水防倉庫所在地及び水防資材配置表（資料18）

防災倉庫所在地及び備蓄物資配置表（資料19）

応急仮設住宅建設候補地一覧（資料20）